

平成19年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成19年12月26日（水曜日） 午前9時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
飯	塚	勝	一	書			記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

[午前 9時04分 開議]

◎一般質問

○横山英雄議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

◇ 大 野 栄 議 員

○横山英雄議長 17番、大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 おはようございます。通告に従いまして、ただいまより一般質問をいたします。

冒頭に、きょう本日12月26日は原告金子正一、被告大野栄等の結審の日でもありますが、11月の6日の結審が引き延ばされたわけですが、きょうはまさか、次の言葉は「ず」ではなくて「と」です。取り消さないでしょうね、また引き延ばしなんかはしないと思うのですが、原告の町長はそれをよく承知していると思いますが、この裁判はもう既に2年も続いています。私は、裁判が終わるまでは原告町長と呼ばさせていただきます。

原告の金子正一町長が議員時代の4年間は、本当に波瀾万丈であったと私は思います。まず、西邑楽3町の合併問題、平成15年9月議会で町提出の議案、西邑楽3町合併の法定協議会設置については議会で否決しましたが、このときの原告町長は西邑楽3町合併推進の反対をする立場であったわけです。3町合併の反対討論もしております。そして、その年の10月議会では町長選後すぐの初めての議会ですが、合併問題についての一般質問をしつつ、今度は3町合併推進の立場で話をしております。そのときに、もう既に合併問題については、原告の町長は議員提案権はないが、民間の方々が直接請求すれば法定合併協議会の設置ができること、それらも踏まえてこれは重要な課題だと発言しています。その後あなたの言うとおりの住民運動が活発になりまして、住民運動による議会提案が出されました。そして、これが2月の臨時議会だと記憶しておりますけれども、そのときにまた合併問題の審議があったのですが、そのときも議会は否決しました。そのとき原告の町長は、賛成の立場をとりました。そして、今度は法定協の設置の住民運動が起こりまして、6月の13日に住民運動の法定協設置が投票によって決定されました。そして、法定協設置されまして、協議会を西邑楽3町で推進してきたわけですが、9月の18日に西邑楽3町合併については、庁舎の問題等と事務所の位置の問題等で、賛成多数ということで全会一致になりませんでした。そのときに大泉の町長のほうから、この西邑楽3町合併については休止宣告があって、今日に至ってきているわけ

です。そして、その翌年の、西邑楽3町についてはそういう経緯がありました。

あなたは、1度は反対をしておきましたが、この次は態度変わって推進の立場になってきた。17年の3月に、その後1年たって久保田前町長の不信任案を提出しました。そのときの議会で、西邑楽3町の破綻は久保田町長に責任があるという大きな理由です。それで、議会としてはこれは否決されました。あなたは、それを賛成の立場でした。

そして、3月に当初予算の定例会がありました。この定例会には、庁舎建設費が入っているということで否決したのです。庁舎建設の費用が予算にのっているということで、3月に否決しました。それで、あなたもその否決の一人です。そして、3月の末に臨時議会がありまして、この修正をして提案されて出されましたけれども、また再度修正動議ありまして、建設費の廃目にする予算が提出されまして、これに賛成をして、それでこれは可決されました。ですから、17年3月の中では庁舎建設費が廃目になったわけです。

そして、この次の6月議会では、議会で特別委員会が廃止になったわけですが、このときも庁舎建設が廃目になったのだから建設委員会はないということで、議員提案という形で議発で出したのです。そのときはあなたは反対の立場で、記憶にあると思いますが、原告の町長は、要するに庁舎建設特別委員会を廃止しては悪いと、山本理顕さんからのファクシミリを送ってもらってきているのだと、その請負代金の請求書が119万7,000円ということで私のところに来ていますと、だから廃止ができないのだということを6月の本会議の中で発言しております。そして、そのときは賛成多数で、この特別委員会は廃止されました。そして、その年の9月に町民の中から、庁舎建設を何とかしなくてはならないのだ、早くつくってくれという要望がありましたので、議会としましても、町といたしましても庁舎建設の補正予算を組み込んできたわけです。そして、いよいよこの段階になってきたわけですが、そのときに原告町長に辞職勧告もしております。辞職勧告に、これは17年3月ですね、出しています。これも否決されました。

そして、9月には庁舎建設費の補正予算が可決されました。これについても原告町長は、この庁舎建設が入っているものについては反対の立場でした。そして、請負の工事等々があるのですが、11月の21日に庁舎建設の工事請負契約、このときは全会一致で可決しました。これは、原告町長は退場したのです。原告町長ほか4名、5名が退場したために、全会一致ということで可決してずっとなってきました。そして、今いいあんばいにできていると思いますが、8月の31日、町長の立候補声明をしました。そして、9月の議会では決算認定について、すべての議案に対して原告の金子町長は賛成し、また一言も発言をしないですべての議案に賛成したわけです。そして、11月の27日に町長選告示、12月2日に当選をしたと、こういう経緯であると思います。

議会は、提案議案に対してよく審議をし、自分の考えを述べて、最終的には可決か否決かしかないというふうに私は思います。今主な議会経過でのあなたのとってきた態度を述べましたが、否決、可決、自分のとってきたのは賛成、反対という間違っているところがありましたら直してください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えを申し上げます。

ただいま大野議員のほうから発言がありました内容につきましては、おおむねそのとおりか、そのように承知いたしております。その中で、特に合併の問題についての件、庁舎建設の点について触れられておりますけれども……

〔「いいんですよ、間違っているか、間違っていないかということだから。あなたのとった態度が、賛成、反対ということが間違っているか、間違っていないことを確認する」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それでは、ただいま発言したとおりであります。

○17番 大野 栄議員 今町長が……

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 失礼しました。いいですか。

○横山英雄議長 はい。

○17番 大野 栄議員 今町長が4年間議会でとってきた態度を私は議事録の調べの中で発言させていただきましたが、間違いのないということです。

この4年間で、原告の金子町長は一般質問を9回してきています。その中で主な問題は、合併問題が3項目、庁舎の建設が6項目、教育問題が3項目、何だかんだ言ってもやっぱり庁舎の建設問題が一番多く含まれています。庁舎問題の質問が一番多いわけですので、私は今でもその庁舎問題が原因で、裁判が続いているわけです。山本理顕工場さんからは、東京地方裁判所に邑楽町を相手に損害賠償請求を2件行われております。訴訟が提出されております。いずれも山本理顕さんほか20名、後から内容が同じだということで4名入りまして、合計今25名です。その中で、損害賠償2,500万円のお金、それからあともう一つは1,200万円、今までの経費、コンペ、それぞれもろもろのお金が含まれた計算だと想定できますけれども、合計3,700万円の町税を払えという訴訟が東京で行われております。そして、あなたはこの原告の裁判の傍聴に、法廷で裁判が行われておりますが、行っております。19年の4月ですから、ことしの4月に第1回、2回、3回の法廷は、もう裁判所のほうから打ち切られまして、今度は傍聴ができない弁論準備手続という方法で審理が続けられることになりました。ということは、東京の裁判所も、もうこれは早期解決の道を裁判所としては促しているのだと私は思います。

業者が町を訴えている。そして、その原告の傍聴に対してあなたは、もう2回も傍聴に行っています。まさに業者の癒着と思われるような仕方のない行動をとっている。原告である山本理顕さんの弁護士は、東京の清水弁護士さんであります。そして、今あなたが私らを訴えている弁護士さんも、東京の清水弁護士さんであります。そうしますと、裁判の弁護士が町を訴えている被告である邑楽

町の弁護士と、あなたが議員を訴えている裁判の弁護士とが全く同じで、原告、被告が同じになってしまう。今後この辺の問題をどうするのか、同じ弁護士が原告、被告であって、町よ、税金を3,700万円よこさないで和解の方向に進んでいて、もう一つはこっち側にやっているといえば、もう弁護士が原告、被告を一緒にやっているのと同じではないですか。これは、今後どうしていくのですか。

また、11月の21日、忘れもしません。庁舎の工事請負契約のとき、臨時議会で可決されました。全会一致です。これは、非常に卑劣な行為をあなたたちとったのです。私が病気で入院しているときに、大野議員が欠席だから1票差でこの庁舎建設の審議を否決、ぶっ壊してしまおうと、そういう動きをしたのでしょうか。前の晩から、わさわさ、わさわさ各議員のところに歩き回って、私が病気で入院中に、そういう卑劣な行為をあなたはやってきたのです。私は、それは病院で当日聞いたのです。たまたま近い病院だったから駆けつけ間に合いましたけれども、とんでもない話だ。今庁舎の建設をまた白紙にしてチャラにしたら、もう全国の笑い者になると、私はドクターに話をして点滴をとってもらって、そして駆けつけた臨時議会です。庁舎の建設を契約しました。その次の日に、私は22日に大手術で7時間の手術です。そういうふうに、人が病気で入院中に1票差で勝つか負ける、庁舎建設はもう既にやるということ決まっているのです、議会で議決されているのです。にもかかわらず、推進者が病気で入院しているときをいい幸いに、非常にこれ卑劣な行為だと思います。

そして8月の31日に、あなたは町長選に立候補するので、記者会見しました。そして、そのまま選挙戦に入りました。なぜ議員を辞職しなかったのですか、議員の補充をしないでなぜ選挙を戦ったのか、この3点お尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お尋ねの内容が3点ということですが、まず最初の私の辞職勧告決議案に対しての、私が原告、そして大野議員ほか5名の方が被告ということで現在係争中は、そのとおりであります。その原因ということは、一つには庁舎建設の問題がありました。

〔「いや、質問の内容が違います。弁護士が同じ方ということ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 その中で、私の原告としての弁護人、そして町が2件訴訟を起こされているということの弁護人が同一だと、そのことについてどのように思うかということのお尋ねであります、私は私の考え方に立って弁護人を代理人としてお願いしたということでありまして、具体的に山本理顕という設計工場の名前も出されましたが、その事業者が同じ弁護人ということについては、私はどのような経過があったかわかりませんが、そのような考え方でたまたま同一であった、そのように感じております。

それから、2点目の11月の21日というお話ですが、たまたま庁舎建設の工事請負についての締結、議会議決ということで、大野議員が欠席をしているので、定数が議決要件ということで足らなくな

るということで病院から駆けつけていただいたということについては、大変町を思う気持ちで議会に出席されたということについては、敬意を表するわけでございます。しかしながら、そのことが大野議員の退院といえますか、仮退院をもって1名足りないから、私たちということでの否決に回る、そのような考え方は全くないわけでありまして、当然のことながら庁舎建設について十分な説明責任がされ、私は町長が交代をしたということでもありますから、庁舎建設についての変更というのはやむを得ないことだろうというふうに認識しておりますが、しかしその内容について私自身十分な説明責任がなかったということの考え方から、そのようなことでよいのだろうかということでの議会の議決ということでございます。

それから、3点目ですが、8月31日の立候補の表明以来、事実は11月の27日がその告示日ということになっておりまして、それまでの間議員を辞職しないで立候補したのはどのようなことかということのお尋ねですが、私は当然のことながら議員ということの職責を全うするという考え方から、いわゆる届け出日には自動失職ということになりますので、町民の方から負託を受けた期間、議員として懸命に努力をしてきた、議員活動をしてきたということの考え方からでございます。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 時間も限られた中で質問しているわけですから、原告町長は復唱しないで答弁だけを言ってください。こういうことでこういうことでありますけれども、その時間が非常に長くなるのです。ですから、私が質問したことについてお答えを願って、こういうことで前置きがありますと時間が長くなるので、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

今の答弁の中では、私は私の考え方はもちろんそうですけれども、どのような経過かわかりませんが、あなたは何回も原告の業者の傍聴に行っているわけですから、弁護士さんはだれだか、もう100%知っているわけです。そして、自分も訴えている弁護士も同じだということを知っているわけです。どのような経過だかわかりません。もうそういうのでは、これから町が3,500万円和解の方向にいったときに、弁護士が同じで被告、原告の立場のなあなあで、町としての立場がきちっと一円もあげられないと言えるのかどうか、そういうことだと思っておりますけれども、そして、町も庁舎建設の議決には、否決に回ることはないということを口では言っているけれども、実際の行動は、前の晩から反対するようにと動いたわけでしょう、どうして本会議でそういう調子のいいことばかり言うのですか。実際はそうではないでしょう、否決をしようということでもったのでしょ、だからあなたは二枚舌だと私に言われるのです。町長選も補欠をしないというから、議員の職責を全うするなんて格好いいこと言っているけれども、町長選を有利にされるために補欠選挙やらなかったのでしょうか。何でそういうのはっきり言わない。そういうのはもう課題になったのでしょ、自分の選挙を当選させるために補欠選挙をやると好ましくないと、自分のためでしょう。議会の構成だとか、議員のパイプ役だとか町民からのパイプ役、そういう考え方なんか一かけ

らもないではないですか、調子のいいことばかり言って。議員の職責のときではなくて、あなたはもう候補者活動していたのです、あいさつ周りしていた。だから、そういう形ではもう議員も20名から16名に減ってきているわけですから、責任持つのであれば、補充してやるのが当たり前です。

そういった意味では、議員時代の4年間はいろいろな意味で議会で決まったことを守らず、どちらかというところをぶっ壊してくる先駆者的な役割を果たしてきたと言われても過言ではないと思います。本来なら、40年役場の職員を勤務していたということであれば、執行者と議会とのパイプ役になるのが常だと私は思うのです。ところが、町民不在の議会がしばらく続く中で議会解散をなささいという、こんな年じゅうごたごたしている議会は議会解散して、町民の審判を受けてもう一回新しい議会になろうということを提案しましたよね。あなた、原告町長は反対したではない、議会解散ということ。そうして違う方向、違う方向に行った。裁判だ、やれ何だと、住民運動の持っていていき方が間違っています。議会で、1票差でも何でも、可決、否決、それを議会決まったことは守らなくてはならない、それが守れないのであれば、もう議会解散しかないのです。議会が解散するというと手を挙げないで、それでがちゃがちゃ、がちゃがちゃ外でいろんなことやってきている。今もその続きで、600万円私たちに金をよこせということで裁判が行われて、やられていますけれども、その結果はもう0円です。どこかで聞いた言葉ですけれども、そして敗訴になる可能性が強いというふうに想定できます。そのときの責任は、あなたはどうするのですか。

まず、それで質問を2つ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 大野議員のご質問の趣旨、多くあって2つということは今されましたけれども、特に私が町長選に立候補するのに、11月の26日まで議員としての活動を行っていたのは、町長選を有利に運ぶため、当選を有利に運ぶためになされた行動だというふうなお尋ねですが、全くそのようなことはございません。

これは、町民の方の審判を受けるということでの部分について、ましてや当選を有利に運ぶという考え方でなくして、26日までは精いっぱい議員活動を行ってきた中で、町民の方のパイプ役として町政の仕事に携わってきた、そのように考えております。

〔「その欠員分の責任どうするんだよ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それから、私は議会で決まったことについてはということのお尋ねですが、議会で決まったことについては、当然守ることはそのとおりであります。したがって、議員が言われる中でいろいろ裁判の問題等も出されましたが、私が辞職勧告決議案を受けるということについて、119万7,000円の設計委託料、この請求書の問題について6人の議員から出された経過があります。私は、その業者との癒着、辞職勧告の理由の中での癒着、それから議会に与えられた調査権、越権行為をしているということについては、全くそのようなことはございません。したがって、ただいま損害賠償額の600万ということの数字が出されましたが、これは議会の中での議論が、司法的な

考え方でどうなるかわかりませんが、ただいま敗訴という話もありましたが、仮にそういう状況になったとしても、その中で出された理由についての道義的な責任ということは、私は残るのではなかろうか、そのように思っております。したがって、今後大野議員が指摘されましたような部分についてはもちろんでございますけれども、議会の運営ということについては議決、可決、そのものについては当然尊重するというこの考え方は同等でございます。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 今答弁いただきましたが、原告金子町長は議員のほうは云々ということはありませんけれども、とんでもない話です。そういうふうに議会制民主主義、ルール守らずに、直接すべて司直の手にやるということは、我々議員に対して心の恫喝しているのと同じです。いろんな意味で遠慮しなくてはならない、またあの人に何か言うと裁判かけられてしまうのではないかと、そういうのはやっぱり心の恫喝につながるのです。今度は、では姿勢を正されてどうするのですか、そのたびに裁判ですか、町長が議員を裁判にかけるのですか、議会の中では議会で解決していかなくてはならないのです。結果は出たでしょう、出されたって可決していないでしょう、否決でしょう。その前に町長の勧告は出しておいて、自分のときは裁判にする。そういうのは、議会の中できちんと決まりをつけていかなくてはならない、もう決まりはついているのです。

名誉毀損のために、それを取り戻すために裁判をしたということですが、それであればお金なんか請求しなければいいでしょう、名誉毀損の取り消しをすればいいでしょう、そういう訴訟だつてあるわけです。あなたは金よこせやったのだから、損害賠償金、金でしょう、金よこせですよ、あなたの裁判は。だから、言っていることとやっていることが全く違う。名誉を挽回するのだったら、名誉毀損取り消しの裁判をやればいいではないですか、金の裁判でしょうに。これからの執行者としての資質をただされる立場であります、そのたびに裁判をやられたのではかなわない、おれに何か言えば裁判だぞというふうに、議会をいろんな意味で心の恫喝をしているのと同じだと私は思います。しこりを一日も早く解消して、町民の幸せを第一に考えていくのだと語っていますが、とんでもない話です。自分がしてきたことを顧みてほしいし、反省もしていただきたいと私は思います。

次の質問に移ります。次は公約についてです。単刀直入に入ります。町長の退職金は、1,400万円はいただきませんという形のピラが出ました。このピラです。強烈ですね、これ。有権者が見るとぱっと飛びつくような、こういうピラです。イエスカノーで教えてください。これはできるのですか、できないのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 できます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 それでは、どんな方法、手段ですか、確かなものに必ずなるのかどうかお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 この退職金につきましては、市町村の総合事務組合に邑楽町の場合は一括を処理して、退職金についての共同処理という形でお願いをいたしております。

その中での退職金の支払い方法、あるいは取り決めについては、その市町村総合事務組合の規約の中で決められているわけでありまして、その中で議会の運営についての議員への議案の提案権ということがあります。したがって、その議員への提案という形でただいま大野議員が指摘されました私自身の退職金、当選をした後ということですが、現在そのような状態になっておりますので、退職金についてはいただかないということの提案ができれば、そのような形で進んでいきたいと、そのような考え方であります。

〔「だから、確かなものに必ずなるのかということ。そういう方法でしょう。一言で、確かなものに必ずなるのかということ答えて」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 ……

〔「確かなものに必ずなるのか……」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長、質問に答えて。

金子町長。

○金子正一町長 ただいま申し上げましたように、議案として提案をすることについて、市町村の総合事務組合のほうの議会で可決をされればそのようになりますし、逆に否決ということになれば、それはできないということになるわけでありまして。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 できます、方法は可決されればでしょう、どこで可決するのですか。そして、群馬県の市町村組合の事務局と折衝していないでしょう、まだ何にも。折衝も何もしていないで、勝手にできますと、できるのですか。あなたは、こういう今ビラ見せましたけれども、この強烈な。これで応援した人いっぱいいるのですよ、これで。それで、市町村組合に云々と言うけれども、市町村組合に連絡も何もしていないではないですか、そういうことができるかどうかということも。群馬県の知事の退職金組合と市町村の総合組合とは全く違うのです、システムが。独自でやっているのです。県は県、市は市で組合をつくって、ご存じのとおり退職金を積み立てしているのです。ですから、条例でいつでも議会のできるのです、下げたり上げたり。ところが、財政の豊かでない町村、市も一部入っているところもあると思いますけれども、そういうのは大変なので、力を出し合って群馬県内のそういう自治体が集まって総合組合をつくって、職員の退職金、町長四役の退職金をみんな積み立てているのです。その事務組合に折衝もしないで、何でできますと言うのですか、

何にもやっていないではないですか。できますと言うには、裏づけがなくてはだめ、あなたの裏づけは空裏づけでしょう。掘り下げて考えてみれば議決があればなんて、議決なんかあるわけないのでしょう、市町村組合みんな議決するのですか。

これが大泉の町長ができなかったときの、その退職金の一般質問のあれをコピーしてみました。朗読します。大泉は1,600万円ですね、退職金が。退職金、これ大泉の現職の今の町長が言った言葉です。平成13年の6月の定例会で言ったことです。退職金の1,600万円の件に関しましては、よくよく調べてみますと町単独でできるのではない。先ほどこれは、広域的な市町村圏の組合の中で決まっている規約がございまして、その規約について訂正をしていかないと、その面に触れていくことができないかという枠がありまして、その点について今後担当部局と折衝しているところとございまして、この点については追ってまたご報告できるものと思っております。そして、その次は今度は16年の第5回の定例会の一般質問の答弁です。町長の退職金の辞退ということは、規約の訂正、あるいは改正に向けて群馬県の市町村総合事務組合の事務局と折衝を続けてまいったところがありますが、そうしたことは現時点では難しい。また、郡の会長である針ヶ谷板倉町長が県の会長でもあります。何回かそうしたこともお話をさせていただきましたけれども、なかなかそれは難しいというのが結論でございまして、そういう中でそれをもし実現するとなると、他の参加町村の影響を考えなければならない。それを考えると難しいということで、現在に至っているところとございまして。また、ほかの方法もいろいろ検討したつもりであります。公職選挙法違反ということも当然考えられるわけでありまして、退職金を受け取らないという適当な方法が現在のところ見つかっておらないというのが実態でございまして。結局そのときの私の調査が不十分な内容であったということ、調査不足であったことは、これは否定できないということで、そういう面で反省をしているところです。

これは、大泉の町長の言った本会議の答弁です。私は取り寄せました。何であなたはこういうことが、原告の町長は、隣の大泉さんでもできなかったことをできます。勝手に一人で、事務組合の事務局とも折衝もしていないで、なぜそれはできるのか、できっこないです。大泉の町長もこういうふうに言っているのです。

それで、4年間のうちにあなたは、具体的にこの1,400万円の浮いたやつを医療費に充当するという公約ですけれども、財政的にこれはどうなのでしょう。退職後のものですから、債務負担行為で来年度から医療費を無料化するのでしょうか、1,400万円を充当するということが当選されているのですよね、これは退職後ですから4年後です。では、来年からの金はどうするのだ。債務負担行為で15歳まで、きのうの所信表明の中で、医療費は無料にしていきます。その金は、債務負担行為でやらなくてはならない、退職金は4年後にもらうわけですから、来年からの中には入らないわけですよね。ですから、それをどういうふうに考えているのか。それから、医療費を無料化に、充当するという、これは債務負担行為をやるのかどうか。医療費の無料化というのは、原告町長も

知っているように私は昨年12月、今の12月定例会です。大泉は、もう入院については無料にしていると、だから一日も早く来年度に向けてそれはやるべきだということは、私は言ってきてたどしてきた記憶があります。県が来年度からは、15歳までの入院について半額補助をするということで昨日の新聞等が出てきていますが、きのうもいろいろビラを見て、医療費の無料化を15歳までということ、入院も外来も含めてだと解釈しますけれども、莫大な金の財政があるわけです。あなたが1,400万円をもらわないといっても、とても間に合うお金ではないです。そして、しかも4年後です。来年からの財政どうするのか。私は、町長の報酬を現在10%カットです。そのときに、原告町長は10%は少な過ぎる、隣接は20%だということで一部動いたような気も記憶しているのですが、今そういった点で1,400万円いただかないということであれば、町長報酬を50%カットして4年間続ければ、これが実現できます。これはすぐできます、議会の議決をすればいいのですから。群馬県の町村の組合がどうだ事務局がどうだって、できるかできないかわからないような、そんなことではないです。議会提案すれば一発で決まります。ですから、それだけ財政のことを考えて一生懸命やるのであれば、町長の報酬50%カットして4年間1,400万円で、計算はつじつまが合うのです。だから、そういう形で来年度の予算も含めて条例改正を出して、これは確かなものにすぐなると思います。そういった点では、医療費の無料化の充当というのは、どういうふうやって財政するのか、0円という形ではできないのだと、4年後だってわかりもしない、そういった点では2点お尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、市町村の総合事務組合の会議規則の中でありまして、先ほども申し上げましたように議案及び動議ということで、議案の提出ということがありますが、その中で議員が議案を提出するに当たっては、1名以上の賛成がなければならないという条文があるわけですが、その中で私、ただ大野議員のほうからは調査をしていないのではないかということのお話がありましたが、2度ほど事務組合のほうには問い合わせをした経過があります。その中で、そのような方法をとれば、改正されるかどうかということは別といたしましても、審議の中での対象になる。その中身については、まだ検討はいたしておりませんが、そのような状況があるのではないかと考えています。

なお、構成市町村については現在3市26町村、そして24組合の組合が加盟をいたしておりまして、これらの賛成、参加団体といいますか、構成市町村組合等の状況にも波及するというようなこともあるというようなご発言でございますけれども、それは別といたしまして私の考え方で、邑楽町長としてという考え方であります。したがって、それが先ほど申し上げましたように可決をされればというようなお話は、そのような状況でありまして、ただいま大泉の町長の事例も本会議の中での事例が報告をされましたが、確かにそのような状況も大泉町のほうにも問い合わせた経過もあります。しかしながら、最近では市町村の財政ということの厳しい状況、あるK市では退職金を支払う

ということについて11億ほどの起債といたしますか、借入金を起こさなければ、その退職手当金の支払いができないというような市もあるようでございまして、そういう点では私はこれからの状況というのは、やはり私が申し上げました、あるいは公約で挙げたような状況というのは、私自身町の財政状況を考えた上での約束ということで出ささせていただいた、そういう経過であります。したがって、これが2問目に入りますけれども、4年後ということになると債務負担行為を起こすということになるだろうということですが、これは大きな意味での財政の状況ということをお考え合わせれば、医療費の無料化ということについて直ちにそれが充当できないということであっても、そのような考え方であれば後年度にはなりますけれども、町の財政面で多少でも充当できればという考え方からの約束でございまして、すぐにそれを充てなさいということも大野議員の考え方があるようですが、要は町の財政運営の中で幾分なりともそれらの状況が作り出せればという考え方であるので、ご理解をいただければというふうに思っています。

〔「カット、カット。報酬のカット、まだ答弁」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 報酬のカットについては、私は特に約束をした記憶はございません。

先ほど現状では、10%の削減ということで条例が時限立法でされておりますけれども、その報酬については私は約束の中では触れていないつもりであります。

〔「だから、そのカットについて……できないということ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 退職金の問題は、こういう財政の厳しい中で非常に問題のあるものでございまして、先ほど大泉の町長の一般質問の答弁のとおりで、なかなか相手があって難しい。しかも、こういう形で実現が4年間で不可能に近いものを提出してきて、町民の公約としてきたと。1,400万円を即財政が使えるといっても、私は債務負担行為をやらなくては、その財政は4年後ですから来年からに反映されないでしょう。だから、そのためには債務負担行為をしなくてはならないし、またその金を寄附するという形になれば公職選挙法違反になるしと。ですから、簡単なのは報酬をカットすることですよと言ったの、それを通じて。それは簡単にできます。けれども、退職金のこの問題は、そういう流れでいってきていますが、町は毎年積み立てしているのですよね、ご存じのとおり。あなたが定年退職するときは最高によかったのです、退職金も何も減額されないで、100%以上こんなもらったのです。今どんどん、どんどんカットで、どんどん少なくなって、もう早くやめなくては損だなんて、ことしの3月にやめる人も随分いたのではないですか、全国的にも。あなたは、その絶頂のときだからたっぷり退職金はもらっているわけです。みんな課長連中なんかうらやまがっています。

そういった点では、結局はそのカットをすると4年間でこうなるのではないかと、それはすぐで

きると。問題はありますけれども、例えば積み立てをしている部分、あなたは退職金をもらいませんよとって、では積立金をやっているのは大体私の調べでは、町長が月額20万近くの積み立てを町税からしているのです。そこには、職員の退職金、四役の退職金、全部積み立てするのですけれども、その金をどうするのか、一番大事なのはその町税でしょう、いろんな意味では。退職金1,400万円とって、これは一部事務組合の金だから、町税が一遍にばんとなるのではないのです。では、いただかないけれども、支払いはするのかとか、いろんな難しい問題が出てくるのです、職員も含めて。組合の組織そのものを脱退するにはどういふのだと、1期4年間の間にととてもできる、今の年金の問題も含めていろいろごたごたやっていますけれども、それに準ずる問題も多く含まれているということです。それを指摘しながら、次の質問に入ります。

○横山英雄議長 暫時休憩とします。

〔午前 9時59分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時15分 再開〕

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 最後の一般質問になります。

最後は、公職選挙法違反の疑惑についてです。去ることしの19年9月の19日、それに9月の26日に新聞報道されました。内容は、4月の22日の町会議員選挙の日当を7月末に支払い、町の選挙管理委員会に届けをされていない旨を議会で指摘されたわけですが、そのときの記者の取材に対して原告の金子町長は、本会議では名前が出ていないので、質問の内容が理解できずわからない。買収ということでは一切ない、収支報告にも間違いなく、修正は考えていない。1週間後、すっかり忘れた、収支報告書を追加提出。また、取材に対して現金配付も認め、単純作業を手伝ってもらった近所の人ばかり、報告書はすっかり出し忘れてしまった、悪意は全くないと報道されましたが、この新聞報道に間違いありませんか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 9月の18日の定例議会において、大野議員のほうからそのような決算報告の質疑という形で出されたわけでありまして、新聞報道の19日の中では、大野議員がある議員というような言い方でして、ある議員ということだとわかりませんということの話をしたところ、新聞の記者から、それは金子議員のことですというようなことを伺った中で記者会見をした事実はあります。その中で、今言われたような選挙違反ということになるような事実は私はないし、また卑しくも買収という形でそのような行為を行ったということはない、そのようなお話はしたことはありません。近所の方ということでございましたので、その事実については18日の質疑の中で、小林選挙

管理委員会の書記長のほうから、収支報告書に記載されていない金品等の授受があったことであるならば、報告書の修正なり加筆を加えて訂正、その議員並びに出納責任者をお願いをしたいというふうには考えておりますというような答弁もされておりますけれども、その中で私ということの記者からのお話がありましたので、選挙管理委員会のほうに出向き、そのようなことについて指導を受けたという事実はございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 今の答弁は、選挙違反をやった事実はないということで、いまだかつて認識していないですね。公職選挙法の第189条の1項について、あなたは町長選の収支報告を14日以内に提出したでしょう。町長選の収支報告出したでしょう、町会議員の選挙も同じく189条の1項では、収支の宣誓書も書くのですよね、あそこは。間違いありませんと。選挙運動に関する収入及び支出のことについては、宣誓を書いてやらなくてはならない。第1条には、14日以内に提出しなさい。189条の2項では、訂正があれば訂正をしてもいいと。しかし、その訂正は1週間以内に届けなさいと、そういう法律が公職選挙法189条の2項に出ているのです。それに抵触するのではないか。あなたは、原告金子町長は、9月議会で私が質疑の中でも何でも、自分ではないと最初は言っておきながら、収支報告には間違いがない、修正も考えていないということを記者に伝えながら、その修正を1週間後にすぐやった。そして、届け出は4名の労務者の日当のみです。追加したのは22名、うっかり出し忘れた。こんなことが認められていいのでしょうか。

4月の選挙のときに、もう近所では大騒ぎだったのです、老人会から近所の人たち。どういうことかというあなた、原告の金子町長は、4年前に日当1万円をすぐ払ったのです。今回はくれないのです。分かっているでしょう、にやっと笑っていますけれども。3カ月後に支払うということ、そのとき既に近所ではもう有名だったのです。そして、私はそのころは入退院を繰り返していたのです、ちょうど7月。ですけれども、幸い金曜日のお昼には帰ってきて、金、土、日といたのです。それで、地区ではこれが7月末に出すか出さないか、くじ引きではないですけれども、本当に出すのかね、出さないかねと、そういうあれもあったのです。私は、けちんぼですから出さないのではないと言ったのです。出さないよ、3カ月もたてば忘れてしまつてと、いや、出すと言ったのどうなるのだろうねなんて、もう3カ月うわさだったのです。来たら、出た、出た、出したよと。だけれども、5,000円だよと、そう言うのです。自分がやったことだからよくわかっているでしょう、何首かしげているのですか、自分がやったことでしょう。そして、その後その点を私もちよつと3カ月後というのは何か意味があるな、何だろうと、私は自分で独自に選挙管理委員会へ行って調査をして、収支報告を全部閲覧したのです。そして、先ほど指摘したようにお金をもらった人の報告がされていない。それで、議会で指摘されてうっかりしたからということで、7月の末に配ったものを9月の私が議会で言った後に領収書をもって、近所を歩ったわけでしょう。これは、最初から届け出ができない支払いだったのではないですか。だから、そのときにはもう既に

町長選に立候補すると、自分の腹は決まっていた。なぜ日当の労務を3カ月後に出したのですか。

そして、宣誓書がありますけれども、第1回の記載も、これはうそです。これは、全部原告の金子町長の記入した筆跡ですけれども、車乗の運動員、いわゆるアナウンサーを日当で支払ったとされておりまして、実際にはその事実はない、労務者2人に1日分の日当を記載されていますが、実際には4月には配っていないで、7月に配っているのです。7月に、その記載とは違う1万円を双方に配っている。それ以外、まだまだお金を配っている、明らかになっています。そして、もらったという人も聞いていますけれども、実際にはこの報告を出されたものについての日当、189条の2項、1週間以内に、5日以内に報告をし、報告義務、これが公職選挙法違反に当たるといって、私は告発しました。最初の選挙のときは日当1万円だったけれども、その当時は原告町長は退職した月でありますから、退職金もいっぱいあって収支報告には一切記載されていない方々に現金を配っていて、私はわかっていましたけれども、黙っていました。わかるでしょう、そういうふうに言われれば。記載されていないのですから、1万円配ったのですから。今回は、余りにも目に余り、3カ月後に配った。そして、私の尋ねることは、記者には1週間たってから、追加、修正はしないと一言しながら、すぐにやっとなら、189条の2項では5日以内にしなさいということが、3カ月たって領収証をやって、そして8月にすぐに報告すればよかったのしょうけれども、私に議会で指摘されて、慌てて領収証をとって添付して、挟んでやっとなら。前は、すぐに1万円配りました。今回は3カ月後です。それはなぜですか。

それで、第1回の収支報告、これも私の調べでは全く違います。本人が知りませんなんて言われると困りますので、今ちょっと資料見せます。ですから、私の指摘しているものについては189条の2項に余りにもかけ離れていると、これがうっかりしたで通るのなら、例えば交通違反で一時停止があったと、うっかり忘れたということで許してくれませんか、切符切られますよね、それと同じではないですか。ですから、なぜ3カ月後に配って1週間後に気持ちが変わってそういうふうになったのか、その辺を二、三お尋ねします。1回目もそうです。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

公職選挙法の189条の条文では、今大野議員が指摘をされましたように15日以内、そしてその後事実が発生した場合は7日以内ということが明記をされているわけですが、特にその後なぜ数カ月たった後に出したのかということについては、これは公職選挙法上の中とはちょっと離れるかもしれませんが、その法律そのものを十分熟知をしていけば、そのようなことはなかっただろうと思っていますが、決してうっかりということの新聞報道ですが、そのうっかりということよりも、その公職選挙法の内容について十分熟知をしていなかったということが大きな原因ということですので、その部分について先ほども申し上げましたけれども、町の選挙管理委員会のほうに、このような状態なのだけれども、どうなのだろうかということで指導を受けたところ、先ほ

ど小林書記長の答弁があったような形で訂正、そして加筆といいますか、を加えた中では出させていたというごさいます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 あなたのそういう選挙違反のことで大変迷惑をかけている、近所の人たちに。その責任をどう感じているのか、みんなそういった点で近所の人警察に事情聴取をされて、いろんな形でやられているわけでしょう、迷惑かけているのですよ、あなたの選挙違反で。それうっかりだけではないです。あなたは故意に、意識的に3カ月ずらしたのです。何で日当の報酬をその日にやらないで、前回は1万円やっておいて、今回は何で3カ月後に報酬渡したのですか、そこには意味があるのでしょうか。全然答弁していないではないですか、選挙1度ではないです、あなたは2度目です。町会議員の選挙2度目で、それは選挙のやり方も熟知しています。前回はちゃんと日当払っていますでしょう。

ことしの夏の参議院選挙で、朝日新聞の報道では小林温氏の選挙の陣営がピラを配ったと、出納責任者だとか、そういう方たちがみんな選挙違反の容疑で逮捕されて、日当1万円もらったと、そして小林議員は、国会議員は連座制をもって辞職しました。そういうふうには選挙違反というのは重いのです、連座制が問われますから。あなたは、原告の金子町長は、4年前にもう既に届け出のない人たちに、届けをできない人たちにもう1万円配っているのです。4年前に届け出ていない、それと同じことを今回もやったのです。だけれども、私は目に余ると、3カ月後でしょう、今度配ったのが。クリーンな町づくりなんて公約していますけれども、自分自身が届けがおくられて、189条の2項に当たる収支報告書の帳じり合わせのみをやったような感じに受けとめます。これが選挙違反になるのです。

出納責任者の言葉です。出納責任者は、じかに私は会って話をしました。4年前は1万円配った、すぐにくれたと、今回はその半分の5,000円なのだよねと、私は一切お金は預かっていないと、封筒に入ったお金を預かって、それを配ったのだと、どこから出たのですかと、原告金子町長から渡されたと、そういうふうには言っています。それで、総括責任者の訪問がありました、10月25日の午後7時、私のうちに。こんな選挙違反はだれでもやっていることだから、警察に告発しないでくれとお願いに来ました。だから、だれでもやっているのだったら、だれでも一括して提出するから持ってきてくださいと、私は自分の調査で全部地道にやった結果ですから、全部持ってきてくださいと、いまだに一枚も届いていません。ということは、私の言ったような裏づけがあるからでしょう、やっぱり選挙の一番の総括責任者というのは連座制でいろんな形の責任も問われます。だから、そういった点では非常に近所も迷惑しているし、選挙違反をあなたはやっているのです。それが選挙違反ではないといたら、どういのが選挙違反だか逆に言ってもらいたいです。もう立派な選挙違反なのです。公職選挙法違反、189条の2項。普通の人であれば裁判をかけたか、あるいは選挙違反の疑惑がある者というのは、裁判中の身であればふだんは大体大抵の者は遠慮するのではない

かなと思うのですけれども、自身の名誉欲、何欲と言ったらいいのでしょうか、すごいものがあると思います。ですから、私が今言ったように二、三、近所に大変いろんな意味で迷惑かかっているのだと、そういった意味では、非常にこの公職選挙法の法律をあなた自身が甘く見過ぎているのではないかと思うのです。本来ならば、先ほども言いましたように選挙違反で辞職する議員もいるし、あるいは立候補したくても、前に品物だとか現金を配って立候補をすると逮捕、立候補しなければチャラということで、立候補できない議員予定候補者も県内には数多くあるように聞いています。近場でもあると聞いていますが、現職の議員が選挙違反でそういう形で断念することがあるのですけれども、あなたみたいにすべて承知をして立候補してくるということは、ある意味では公職選挙法の法律を甘く見過ぎている、私はそういうふうに思います。ですから、近所に多大な迷惑をかけて、それで選挙違反やっていないなんて、それでも言えるのかどうか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

大野議員の質問では、私が行った行為というよりも、出納責任者が行った行為が内容を十分承知をして、いわゆる故意でやった、あるいは意識的に行ったものであるというようなお尋ねであります。そのような状況が十分理解されていれば、公職選挙法の内容が十分熟知をされている状況であれば、そのようなことはなかつたろうというふうに思いますし、そういう意味では公職選挙法の189条の2項の中にはそのような条文がありますから、その部分について先ほど申し上げたようなことで、町選管に指導を受けたということでもあります。しかし、その届け出の事実ということは当然あるわけですが、労務者に対しての日当の支払いというのは、事前に町選挙管理委員会のほうに届け出をしていなくも、その収支報告書の中には記載は可能だということのようでもありますので、私の出納責任者が実は11月の5日の日に、大野議員のほうから大泉警察署のほうに告発状が出されているようでもありますので、その内容について私は何ら知る由もないわけでございますので、当然そのような選挙法の違反があるということであれば、その告発状の内容に基づいて調査がされるでしょうし、私は現在のところこの経過については十分承知をいたしておりませんので、警察等の調査がされているのであれば、そういう状況が、そのうち出納責任者なり関係者に来るのかなと、そんなふうな考え方でおります。したがって、選挙法違反ということについての部分については、その届け出そのものを故意に承知をしていてやったということではありませんので、十分その辺のところのご理解をいただきたいと思うわけです。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 何かテレビの報道を見ていると、大体責任者の国会議員は秘書のせいにして、いろんな方のせいにします。今の防衛省の守屋容疑者なんかも最初はそうで、今はだんだん、だんだん奥さんともども逮捕されたり何かしています。

今そういった点では、私は知りませんみたいな、出納責任者がそういう立場でそういうことを言われていけばそうなのでしょうみたいな、出納責任者が公職選挙法を熟知していないからどうだこうだと言っていますけれども、人のせいにするなんてとんでもないです。その収支報告書、全部あなた、原告町長の書いた字でしょうに、全部あなたの筆跡です。自分で書いて全然知りませんなんて、そんな無責任なのないでしょう。明らかに全部違反は違反ですから、きちんとしてなくてはならないと思います。そのために近所は大変な迷惑になっている、出納責任者も大変な迷惑、その責任をどう感じているかというの、私だって大変です。栄さんがこんなの告発するから、もう大変なんだよというわさだっています。だから、私は胸張って冗談ではない、選挙違反したのは原告金子正一町長だと、それを届け出ができない者に現金を配って指摘されたから、うっかりというのをやったのだと、第1回も1万円配ってもうやってあるのです、報告書が出ていないではないですか、みんな。あなたは承知しているでしょう。第1回1万円配って、その報告書はどこに出しているの、知っているのですよ。この次は、もう3カ月後に配って目に余るから、町長選との絡みがあって、そのときにあなたはもう腹にあったのでしょう。あるなんて言えないよね、本会議の中で。すぐこれになってしまうもの。だから、目に余る行動をやっているの、私は告発したのです。私は、30年こういう議会活動、議員活動やらせていただいていますけれども、品物一つ、現金一円も配っていません、30年間。政策のみで全部私は頑張ってきています。たたいても何してもほこり一つ出ません。ですから、私はこの邑楽町の選挙と金、政治と金、こういう汚いものは一掃して、公明正大な名実ともにクリーンな町づくりをしていかなければならない、原告町長はクリーンな町づくり、自分が灰色でしょう、クリーンはまず自分からです。

30年間の議員の中で、小島常男町長の時代から私は議員活動させていただいています。何人も町長います。こういう中で、選挙戦を町を二分にして戦った経験も何回かあります。だけれども、大概1年ぐらいで議会は融合させてきています。融合されています、小島常男議員、横山恵一議員、いろいろもうすごい戦いをしていたのですけれども、そういった点で大体1年ぐらいで、まあまあ議会のほうは融合され、今回は違う。選挙戦終わっても合併問題があった、住民運動のいろんなあったと。議会解散すればこういうしこりはなかったのでしょうかけれども、解散もしないで合併問題の問題があった、それで今度庁舎建設があった、マスコミを大いに活用してテレビにも出たり、いろんな形で裁判も起こされている。それで、今度の町長選挙は新聞報道によりますと、争点なき戦いだという報道がされていました。これは、しこりの再現なのです。争点がないのですから。あなたは、だって9月の議会の中で前町長の決算の認定は全部賛成、意見も一つも言わずに発言していないです。首振らないでください。一言も発言もしないで、全部認定に賛成して一般質問もしないで、かかっていくのだったらあなたのこういうのが悪い、姿勢がだめだというのが普通の人、全部賛成してきた。だから、争点がなければ特に立候補する必要もなかったのです、これは自由ですけども。有権者に裁判のこと、選挙違反のことなんかをタブーにして、票をかすめ取ってきたの

と同じです。そういうふうに言われても過言ではない、そういうことちっとも訴えないでしょう、0円でしたとか、そんなことばかりで。このしこりは、かなり続くと思います。私は、一日も早く公職選挙法違反、189条の2項により辞職をするべきだと、そして身をきれいにしてから再挑戦するべきだと思います。

ことしの漢字は、流行漢字「偽」。邑楽町は、そういった点では先駆的でトップいています、偽りです。ですから、そういった点ではこの町長選のしこりは、もう大体1年ぐらいで融合される、これは私の生きているうちでもだめでしょう、最低10年以上はかかります。何かというとまたなりますから、住民云々の団体でわんさかわんさか絶対になりますから。だから、あなたは立候補しないほうが町の平和のために、これから町も庁舎もできるし、これから入っていこう、それで町がやっと落ちついて、原告町長も落ちついてきたのです。一般質問も1年に1回だし、もうどんちゃんどんちゃんやったり4回も5回もやっているし、それでやれやれと思うやさきにこういう町長選があって、また争点なき戦いのしこり、それでうちが近いから、いろいろ決起集会の話なんかわあわあ聞けるのです。この日が来るのを待っていましたなんて、もうしこりそのものです。選挙の戦いがあるのを待っていましたなんて女性の大きな声で聞こえましたけれども、本当にこの町をよくするためには、もう自分自身身をきれいにして、一刻も早く辞職をしてやっていただきたい。このしこりが10年以上も続く責任はかなり重い指摘して、私の一般質問を終わります。

◇ 立 沢 稔 夫 議 員

○横山英雄議長 10番、立沢稔夫議員。

○10番 立沢稔夫議員 10番、立沢稔夫です。通告に従い一般質問を行います。

まずは、金子新町長に対し、就任おめでとうございませと申し上げます。さすがに町議での連続トップ当選の実績、これからの町づくりしっかりとお願いしたい、そういうことで質問に入りたいと思います。題目は、合併と公約について。ただいま大野大先輩の後でございませるので、非常に陰が薄いと思いますので、ご了承願いたいと思います。

新町長は、今回の選挙戦の中で幾つかの過去の事業に対し、何らかの疑問があったかな、そんなふうには私にとらえております。私も、同じく金子新町長が議員として私たちの仲間として活躍をされた、その中でやはり幾つかの問題点、疑問点があるように感じます。余り過去にこだわるのもよくないですけども、その辺の反省を兼ねながらお伺いしたいと思います。それは、大野議員にも答えておりましたけれども、合併の中で平成15年の9月の定例会だったかなというふうには当時自分を感じております。そのとき日本じゅうが、平成大合併の波に大いに揺れていたかなと思います。そんな中で、群馬でも西邑楽3町が合併に向かって一番早く立ち上がるのではないかとまで言われておったと私は思います。そのために、我が町も議会においても合併委員会というような委員会をつくりまして、協議会設置に向かって多くの審議が行われたと当時思います。私も当時の3町合併

派ということで委員会に入りまして、数々の審議をし、勉強を重ねてまいりました。そして、先ほど述べたとおり9月の25日だったと思いますけれども、いよいよ協議会設置の採択の日が来たわけでございます。結果は、反対多数ということで否決となり、設置は見送りにになりました。

当時金子議員として、現職町長に対し3点の質問というのか、お願いをされたのは、新町長は記憶にあると思います。しかし、当時の町長は他の2町の採択がされているために、その点については受け入れをされなかったかなと思います。そして、その後間もなく邑楽町は町長選挙に突入をされたわけでございます。そして、当時の金子議員は反対をしておいて、今度は合併推進派の町長の選挙の役員として、選対の幹事長を務めたと思います。しかし、現職の町長は落選したわけでございます。だれしものが、なぜ、どうして敗戦したのかと唖然としたわけでございます。私もその中の一人でございました。やはり合併協議会設置についての何らかのしこりが残っていたのか、それともう一つは、合併協議会反対派の新しい風が吹き、それが敗戦の原因になったのかなと、私は一票の重さを痛切に感じられたわけでございます。そうして当時誕生したのが、広域合併を望んだ新町長でございます。しかしながら、今回の合併に関しては合併特例法に基づきまして住民発議による住民投票が行われ、今度は合併賛成派が勝利をおさめたのであります。しかしながら、新町長により町の流れは一気に変わり、新しい風とともに町は協議会反対派が中心となってきたわけでございます。

当時金子議員は、一般質問の中でも協議会設置イコール合併ではないと答えておりました。答えたよね。そして住民投票に動いた。私は、最初の協議会を立ち上げて町長選挙を行うべきだったと、後になって後悔をしております。そして、39年の行政マン、そして議員になる前は、その現職町長とともに行政運営をしっかりと私は行っていたと思います。なのに、なぜ当時の金子議員は、私の条件が通らなければと言われ否決に回ったのか、先ほども申し上げたとおり現職町長は、2町での採決が行われたという言葉を出しております。そこで、もう一度申し上げます。協議会設置イコール合併ではないと答えた当時の金子議員、現町長、現職町長、一票の差の重さを含め、それらの経過を含めた中で、当時の行動を伺いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

西邑楽3町の合併の件でございますけれども、立沢議員がご指摘をされましたように平成15年の9月の25日の定例議会の中で、合併協議会の設置についての議案が提案されました。その中で、ご質問のように私は反対をいたしました。その反対の理由ですが、3町の中で大泉、千代田町については、既にその内容が議会で議決をされていた。そして、邑楽町の合併協議会の議決ということになっていたわけでありますけれども、私は合併ということを考えますと、広く邑楽町民の皆さんの意見が十分反映される合併協議会でなければならない、そんなふう我当时思っておりましたし、今もそのとおりでありますけれども、その中で合併協議会に入りますと規約があるわけでございます

けれども、その規約の中に邑楽町民の皆さんの合併に対する思いが十分反映される、そのような状況をまずつくっていただきたかったということで、当時の町長に質問をした経緯があります。

その理由ですが、1つは合併協議会の委員について、町民の皆さんから負託を受けた議員の数をもっと多くしてほしい、それはすなわち町民の皆さんの声が十分合併について、邑楽町の状況について反映されるということが一つであります。それから、2つ目には、その合併協議会の会議開催要件でありますけれども、たしか出席委員の2分の1ということだったと思いますが、それをもっと厳しい4分の3以上の委員の出席がなければ開催できないということ、それから3つ目には会議の決定は全会一致としてほしいということ、4つ目には合併の最終判断としては住民投票を実施してほしいというような内容について、当時の町長に質問をした経緯があります。その質問に対して当時の町長からは、今立沢議員が言われましたように既に2町の合併協議会設置が可決されているのでということの答弁はありました。しかし、冒頭申し上げましたが、合併ということについて慎重にしてほしいという私自身の思いから、そのようなことが十分な説明がなかったということで、否決に回ったという経緯であります。そのことが16年の6月の13日だったと思いますが、住民発議によつての住民投票が行われまして、123票差ということであります。西邑楽3町の合併に向けての住民発議による合併協議会が設置されたという経緯があるわけですが、私は合併について反対という考え方ではありません。国の状況、そして県内の状況というのは結果ではありますが、70市町村あった市町村が現在では38市町村ということで、約半数の自治体になっているということは議員ご承知のとおりだと思っております。私はこれからの住民サービスをより充実したものに、あるいは専門的な行政サービスを行うということを考えますと、合併については必要であろうという考え方があります。そのような考え方ではありましたが、冒頭申し上げました理由で、十分な当時の町長からの回答がなかったということによって反対投票を投じたということでございますので、よろしくご理解をいただければというふうに思っています。

その後町長選が行われまして、反対をした町長の役員となったということもありましたが、それはその後の合併協議会が否決された後、協議会の規約について検討するというようなお話もありましたものですから、そのような状況での役員ということで考えれば、そのほかにもいろんな事情もあるわけですが、役員になって選挙戦を戦ったということでもあります。

それから、合併協議会はイコール合併ではないということについては議員がご指摘のとおりでありますので、合併協議会がすべて整った中で3町の考え方が統一をされなければ、合併ということには進まないわけでございますので、これについては議員がご指摘されたように合併協議会イコール合併でないということは、私自身も認識をいたしております。

以上です。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 現職町長として過去のこだわりの中で、何か余りスムーズに答えていただい

たかなというふうに私は認識しております。しかしながら、やはり合併協議会イコール合併ではない、この言葉をもっと大切にして合併協議会設置に私は臨んでほしかったかなと、現在の町政を考えると、それが非常に残念でならなかったかなと。やはり町長の座につくすばらしい才能を持った方ですので、その辺をもうちょっと突っ込んでほしかったなと私は思います。

そんな中で、今度は先ほど町長が言われたとおり合併協議会が設置されまして、野球で言えば敗者復活戦かなという感じですけども、住民の賛成派の皆さんの力によりまして、今言われた123票差ですけども、合併協議会が設立され、今度はいよいよ3町での協議が何回となく重ねられてきたわけでございます。しかし、私が先ほど申したとおり広域合併という形の中の新町長が誕生しておりました。お互いのいろいろ激論する意見の中で、どうしても3町の意見の協議が得られないまま9月の18日に、3町合併協議会が設置されたまま3町の合併は中止という形になったわけでございます。住民投票を初め協議会の費用等を見ると、1,000万ぐらいの費用がかかったのかなというふうに私はちょっと感じております。そして、そういった中で町は新町長になりまして、当時の新町長です。新庁舎の計画が前町長の引き継ぎの中で協議されておりました。しかし、当時の新町長は、合併の方向性が見えるまでは庁舎問題は凍結ということでありました。私は、町民待望の新庁舎計画であり、ぜひとも庁舎建設を実行してほしかったかなという形がその当時ございました。やはりその辺についても、合併協議会設置の1票の重さというものが大きいのしかかっていたのかなと、そんなふうにも振り返るわけでございます。

そこで、金子新町長は今回の町長選出馬会見で、西邑楽3町合併を実現したいと発言をされているが、つい先日大泉町長は、私の任期中は自立で行くと新聞紙上で答えておりました。合併の当初でつまずいた邑楽町、金子新町長になり、今度は合併協を立ち上げてどういった合併に向かっていくのか、3町合併という言葉も出ておりますけれども、その辺を含めて町長の本心を伺いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

合併の方向をどのように考えるかというお尋ねですが、ただいま立沢議員ご質問のとおり3町の合併については、大泉町では町長の考え方は、任期中は自立というような新聞報道もありました。加えて千代田町の場合は、来年早々町長選が予定されているようであります。そういうことを考えますと3町の合併の環境というものは、慎重でなければならないのかなというふうな思いであります。さて、そうした場合にどのような考え方になるかということのお尋ねです。

合併特例法の新しい合併特例法では、平成22年の3月までに合併についての推進ということがうたわれているわけでありまして、半年ほど前になるかと思うのですが、館林の市長は1市5町の合併ということの新聞報道もございました。そのような状況を考えますと、私は西邑楽3町の合併の状況が、結果として16年の9月18日の日に3町合併についての足並みがそろわなかったということで休止状態でありますから、まず隣接市町の信頼関係といいますか、隣接市町の信頼関係を

取り戻すということが大切ではないかというふうに思っています。

ただいま西邑楽3町の関係では、ごみ処理の問題、し尿処理の問題、そして1市5町あるいは4町の中では、館林邑楽の医療事務組合の問題、そして農業共済の問題、消防の広域行政の問題等々数多くあるわけですので、まずは合併以前に、それらの広域行政をより充実したものとすることを考えていけば、そのためには隣接市町との信頼関係を築き共生をした、ともに生きるような行政執行が必要ではなかろうかということですので、当面合併についてどのように考えているかというようなお尋ねでありますけれども、まずは隣接市町との広域行政を充実した中で、住民の皆さんの身近なものにしていくということが大切ではなかろうか、そのように思っております。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 今の答弁の中ですが、今回のいろんな公約ということがまた出てきますけれども、非常に町長はスピーディーに物事を進めていくのかなというふうに考えておりますけれども、今の答弁で聞きますと、本当に記者会見の3町合併実現したいということは、何かまだまだ距離があるかな、そんなふうにも考えるわけでございます。

そして、先ほど大野議員の中からも指摘されましたけれども、退職金の0円という話が出ました。町長は、それに対して答えた言葉が町村会長とかという、そういう各市町村のいろんな関係者とのという言葉を出しました。今隣接市町村との信頼関係をもって広域の中で充実をしたいというような言葉も出ておりますけれども、そういった一つの、今申し上げた退職金問題等もいろんな点でこれから絡んでくるというものを考えるならば、その隣接市町村との本当の信頼関係を持つのが、かなり厳しいのではないかとまで私は考えております。しかしながら、やはりそれがこれからの本当の方向性かとも思います。ただ、やはりこれからの合併の方向性については、まず隣接市町村よりも、邑楽町を合併に向けてどういったこれからの方向性を考えるか、そういった基礎から私は始めなければいけないのではないかなと、私個人はそんなふう考えております。やはり過去4年間の激動の邑楽町、私は広報委員長をやっております、非常に1期生の議員として痛切に感じたわけでございます。やはりこういったものを一つの教訓としまして、これからの合併に向けては本当の基礎づくりかなというふうに考えております。ぜひそういった方向を新町長に望んでいきたい。これからもいろんなしがらみが出てくると思います。しかし、それが町長のこれからの手腕かなと私は思います。

2つ質問したので、もう一つで終わってしまうわけですが、最後の質問になります。新町長は、選挙戦でたくさんの約束をする公約をなされてきた。それ等が勝利に大きく結びついたのでかな、そんなふうに使われます。そして、今の町長の気持ちには、私には不可能という言葉はないのかなというぐらいの、選挙戦で飛ぶ鳥を落とすような勢いでありました。しかし、約束事、公約については、それぞれ町民の皆さんはもちろん議会を通した中で、いろんな事業をこれから進めなけ

ればならないと思います。まだ就任して間もない新町長ですけれども、長い行政経験を生かした中で、まずはどのような事業を初めに考えていくのか、欲しいものか、必要なものか、優先順位をつけた中でお答えいただければありがたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

私は、町長選に臨むに当たりまして、多くの町民の皆さんからご意見、ご要望等を伺ってまいりました。その内容を6つの約束ということで、公約として訴えてまいりました。その公約の中で、まず最初にどれからやるのかというようなご質問ですが、私は町政運営をする上で一番大切なことは、すべての事業について言えるかと思うのですが、説明責任がきちっと果たせるような事業執行をしていきたい。そのことは、町民の皆さんにその事業についての理解をしていただく努力もしなければなりません。事業を行う上での説明責任、そして結果としての説明、そういう点についてはきちっと透明性の高い行政運営が必要であろうと。これは、あえて最初に言わなくても当然のことではありますけれども、その辺に特に力を入れていきたいと、こんなふうに思っております。

事業の執行ということで申し上げますと、私は教育と福祉の点について訴えてまいりました。特に若いお父さん、お母さん方が子育てをしていく上で大変厳しい環境があるのは、議員もご承知のとおりかと思えます。加えて少子化という形の中で、大変児童といえますか、子供さんの数も少なくなっているわけですので、将来的なことを考えるということを見ますと、少しでも子育ての支援ができればということで、福祉の部分については早急に考えていきたい。教育については、よい町をつくるということは、やはりよい人づくりだというふうに私自身思っておりますので、きめ細かな、あるいは基礎体力、基礎教育が、学力が十分施せるような教育ということについても力を入れていきたい、そんな思いであります。6つの約束があるわけですが、これらについては当然議員の皆さんのご協力、そして町民の皆さんのご協力とご指導がなければ成就できませんので、これからぜひ議員の皆さんにもいろいろご指導、ご叱咤をいただければ、ご協力いただければというふうにお願いをいたすところであります。

以上です。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 いろいろな公約があると思います。そういった中で、ぜひ子育て、そういったもの、教育というものは本当に町の道しるべかなと私は思います。ただ、公約を約束を全部やるということになると、町だってそんなにお金がないと思います。まず私としては、先ほど申し上げたとおり欲しいもの、できるものというものを選別した中で、ぜひ事業に取り組んでほしいと思います。

結びとして申し上げたいと思います。39年の行政マン、その豊かな経験を生かして邑楽町をつかってほしいが、新町長は先ほども大野議員が言われたとおり定年退職の中で、その後議会議員とし

て、そして今度は2万8,000人の町長として就任されたわけである。私もいろんな仲間活動も一緒にやらせてもらった。それらをいろいろ考えたときに、金子正一新町長は民間の風を受けていないというふうに私は感じます。確かに4Hクラブの言葉ではないですけども、ハンドという、ヘッドという、ヘルスという、そういった言葉がございます。その中で明晰な頭脳は、確かに私も認めます。しかし、そういった風が私たちよりはまだ少ないのかなというふうに私は思うわけです。長いデスク生活、引き出しは押すだけではあきません。時々引くことも考えるべきかと私は思います。そういったことを申し上げて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前11時21分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時36分 再開〕

◇ 岩 崎 律 夫 議 員

○横山英雄議長 6番、岩崎律夫議員。

○6番 岩崎律夫議員 町長当選おめでとうございます。2万8,000人の町民の幸せのため、ご活躍されんことを期待しております。

町政の経営についてお尋ねいたします。さて、新町長にまずお聞きしたいのは、私は行政におきましてもこれからは、企業と同じように行政を経営する経営者という認識をすべきであると考えているところであります。そこで、まず最初に町政経営の基本的な考え方、基本姿勢についてお尋ねします。私は、町政は町民のものでなければならぬと考えるものであります。今町民の皆さんからは、情報が開示されないと、それがすべてですからとの声がありますが、町長はどうお考えでしょうか。

次に、少しばかり提案を申し上げたいと思います。町では、多種多様な事業や業務サービスが動いておりますが、私はそれらについて次のような視点で見直しをすべきだと考えるものであります。その事業や業務サービスが計画どおりに機能しているか、または成果、効果が出ているか、検証する、見直しをする、そして機能していないもの、機能しなかったもの、有益性や貢献能力を失ったものを思い切って廃棄する、半分くらい成功し、半分くらい失敗したものを分析することが大切だと考えるものであります。そして、業務サービスによりましては民間にできることもあります。民間活用も検討すべきであると考えているところでありますが、町長のご所見をお聞きいたします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

町政の基本的な姿勢についての考えをということのお尋ねでありますけれども、誤りのない町政運営を行うということについては先ほども答弁をいたしました。すべての事務事業についてしっ

かりとした説明責任が果たされる、透明性の高い町政運営が必要だということは、私はそのとおり実行してまいりたいと、こんなふうに思っております。そのためには、町民の皆さんの一人一人の声を大切にして、町民の皆さんと一緒に協働した町政運営を、町づくりをすることが大切ではないか、そのように思っております。

町では、平成18年に第五次の総合計画が策定をされておまして、その総合計画が町の町政運営の基本計画でもあります。したがって、この10カ年の基本計画を現在進めているところでありますけれども、前期5カ年の計画が現在進んでおります。したがって、これらの計画に基づいた事務事業を行っていききたいと、そんなふうに思っております。これらの事業を進めていくためには、当然のことではありますが、議会の皆さんの同意をいただかねばなりません。したがって、その内容等について先ほど情報の公開ということがご指摘にありましたが、もちろんその事業、事業について議員の皆さんにきちとした形でお示しをして、情報を提供させていただく、そのように思っております。

その事業が計画どおりに機能していなかった場合、あるいは効果が十分でない場合どうするのかというお尋ねでありますけれども、私はその事務事業を進めていく上でそのような状況があれば、やはり費用対効果、費用をかけたものがどれほどの効果として実績として上がっているかということを検証した中で、無駄のない町づくり、そのことを念頭に置いて進めていききたいと、こんなふうに思っています。また、事務事業について既にその効果の薄いもの等についてのお尋ね、あるいは事務事業を民間に活用する考えはないかということのお尋ねであります。町では既に指定管理者制度等の制度活用の中で、順次民間の方ができるものについては民間の方をお願いをするというような形での事業も執行しておりますので、指定管理者制度の活用を図りながら民間活用を図る、そして町民の皆さんと協働した町づくりができれば、そのような考え方を基本的な考えとしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 岩崎議員。

○6番 岩崎律夫議員 ありがとうございます。情報公開100%、そして十分な説明責任、また私の提案いたしました検証と見直し、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、金子新町長の公約の中から、幾つかの点についてお尋ねをいたします。まず、第1点でございますけれども、子育て支援の重要な施策として、15歳までの医療費の無料化ということ掲げているわけですが、中身として1つ、入院費無料化については県の補助対象年齢拡大の動きもあり、早い時期に実施すべきと考えますが、どうお考えでしょうか。2つ目、通院費無料化につきましても順次拡大実施すべきと考えますが、ご所見をお聞きいたします。

次に、妊婦検診費用の軽減を掲げておりますが、具体的な中身をお尋ねいたします。

次に、第3子祝金を20万円に復活すると掲げておりますが、いつから実施される計画でしょうか。

第4に、介護施設の取り組みについてお尋ねいたします。現在町には、要介護5の方が88名いら

っしゃいます。地域密着型の介護施設も来年3月ごろにはできると聞いておりますけれども、施設待ちの人がいるわけでありますので、対策が急がれると思っておりますが、この件についてご所見をお聞きいたします。

次に、調和のとれた地場産業の育成ということで、町長は農業の再生ということに真っ正面から取り組む呂楽ブランドを立ち上げたいとの構想でございますが、呂楽町の取り組みはもちろんのこと、呂楽町だけでなく、ぜひ呂楽、館林地域を巻き込み、また国、県の支援協力を得てやるべきではないでしょうか。折しも国が地域住民企画の産業振興としまして、農業振興に結びつくプロジェクトには補助金を出す計画が打ち出されていますし、また県も農村地域の活性化対策を打ち出しています。国と県から支援をいただけるよう進めるべきだと考えますが、どうでしょうか。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。鞍掛工業団地への企業誘致についてであります、将来性のある、大きくなくてもきらりと光る企業の誘致を積極的に進めるべきだと考えますが、町長のご所見をお聞きいたします。

夢と希望の町づくり、町長は掲げていらっしゃるわけですが、私は今心の豊かさが求められていると思います。人間が生きている喜びや豊かさを実感するのはどんなときでしょうか。健康でありたいという喜びもありましょうし、好きなスポーツに興じているときもありましょうし、絵をかいたり書道に親しんだりというときもありましょうし、短歌や俳句をつくる喜びもありましょうし、音楽やダンスを仲間と一緒に楽しむ喜びもありましょう。まさにこういったときに、心が満足した豊かさを実感するときなのかもしれません。私は、文化、芸術、スポーツで活気ある呂楽町をぜひつくっていただきたいと思います。さて、町には文化、芸術や伝統芸能の活動拠点としての場所が満足できるような状態ではありません。多くの町民が心待ちしている多目的ホールについて町長はどう考えておられるのか、ご所見をお聞きいたします。

次に、広域行政への取り組みについてお尋ねいたします。一国を預かるトップになったら、外交ができて、防衛ができて、通商、経済がわからなかったら務まらないと言ったのは、群馬県の生んだ中曽根康弘さんであります、ますます重要性を増します広域行政への取り組み、呂楽館林医療事務組合の問題、ご存じのとおり産婦人科の医者が足りない、小児科の医者が足りないという緊急の課題があります。また、先ほど町長からも一般質問の答弁の中にございました西呂楽3町においても、ごみ処理の問題、し尿処理の問題など重要であります。近隣市町と連携し、地域における課題をしっかりと取り組んでいくべきだと考えますが、どうお考えでしょうか。

私は、厳しい町の財政状況の中で、これからの行政はあれもこれもから、あれかこれかの選択の時代であると考えます。多くの町民の意見を聞き、コンセンサスを得て進められるよう希望いたします、町長の答弁を求めるものであります。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

岩崎議員のほうから、たくさんの公約の内容についての考え方が示されたわけでありますけれども、特に福祉の問題についての取り組みのお尋ねでございますけれども、私は子育ての支援をするという考え方から、医療費の無料化について多くの町民の皆さんに訴えてまいりました。その中で、15歳までの医療費の無料化についてでございますけれども、この件につきましては先ほどもご質問の中にもありましたが、県では15歳までの医療費の入院について無料化を行うというような考え方が示されております。したがって、私は15歳までの入院についての医療費の無料化については早急に実施をしていきたい、こんなふうに思っております。そして、通院の拡大をというお尋ねでありますけれども、邑楽町は現在小学校1年生まで通院についての医療費の無料化が図られております。この拡大についても、財政的な問題も当然あります。任期中の中で、財政当局、それと担当する当局と十分協議を重ねた中で、できるだけ通院についての拡大を早いうちに図れば、そのような考え方であります。

そして、次に妊婦検診の公費負担の軽減の問題でありますけれども、これについては現在町が3回まで妊婦検診についての公費負担を行っております。私は、この3回を5回まで、国も厚生労働省のほうでは安心して出産を迎えられるようにということの考え方から、5回までの検診費の公費負担を図るようにというような要望も各自治体に出されているようでありますので、この妊婦検診の公費負担については拡大をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

第3子の祝金のご質問ですが、平成18年の4月から過去20万円であったものが半額の10万円ということに改正をされました。私は、これを20万円という形で訴えてまいりましたが、これにつきましても十分検討を加える中で任期中の実現が図れば、そのように考えております。

次に、介護施設の整備の問題ですが、ただいま介護認定5の認定を受けた方が88名ほどおられるというようなご質問の内容であります。確かに施設等の入所について待機待ちの方も多くおられるということは承知をいたしております。幸いなことに邑楽町では、既に現在いわゆる地域密着型の介護施設が建設をされているという動きもありますし、国のほうで700床ほどの施設整備ということの動きもあるようですが、それらの配分を考えますと館林、邑楽地区の中では、当邑楽町については配分の予定がないというような話も担当から聞いているわけですが、今介護保険の運営協議会なるものがありますので、第4期の保健福祉計画の中で検討していければというふうに思っています。地域密着型については29人の施設ということでございますけれども、民間の方が建設をしていただいておりますので、ぜひ活用をさせていただくということで考えております。

それから、調和のとれた産業の育成というお尋ねでありますけれども、お尋ねのように邑楽町は農業、工業、商業、調和のとれたということの中で、特に農業のご指摘でありますけれども、農業は町の重要な産業ということは、ご承知のとおりだというふうに思っています。邑楽町は、豊かな自然条件に恵まれた中で、それらの生産活動が行われ、米麦、畜産、蔬菜園芸等複合経営をされている農家が多くあるわけでありますけれども、中でも白菜については「邑美人」というようなネー

ミングの中で、広く東京方面に販売をされているということもあります。私は、国の品目横断的な経営安定対策ということの対応といたしまして、仮称ではありますけれども、邑楽の米プロジェクトなるものを立ち上げ、邑楽町民の消費者の皆さんに理解をいただき、邑楽町でとれた農産物を邑楽町の町民の方に理解をいただく中で消費をしていただく、いわゆる地産地消なるものを進められればというふうに思っています。国も地域のブランド化を図るような取り組みを農林水産省のほうでも、そのようなワーキンググループの動きもあるようです。したがって、それらの立ち上げについては、その協議会のあるところに補助金等の支出も考えているような報道もありますので、ぜひ町で生産された農産物について、新鮮で安心して安全な農産物が消費者の皆さんに提供できるような、そのような考え方から地産地消を進めた邑楽ブランドなるものを立ち上げられれば、これを行うのには当然事務当局の考え方もありますので、早急な中で地域の皆さんと協議をした中で進められれば、そんなふうに思っています。

それから、鞍掛工業団地に優良な企業誘致についてということですが、町では企業の誘致条例なるものがあるわけでございます。したがって、現在鞍掛の第3工業団地には多くの企業が立地をしていただいております。残る用地についても県の企業局のほうに、ぜひご指摘のような優良企業が立地をされるように私のほうからも進言をしていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、夢と希望の町づくりについてということですが、夢をかなえるということは、容易なことではないというふうに思っています。しかし、その目標に向かって日々努力することによって、その夢がかなえられるであろうし、また近づくものだというふうに思っています。そういうことを考えますと、具体的に文化ホールの施設整備ということのお尋ねでありますけれども、今町の文化活動、芸術活動、大変各地域の公民館、あるいは施設等で行っておられます。その活動拠点としての多目的ホールというようなご質問でありましたけれども、この整備をどのようにするのかということです。先ほど申し上げました町の総合10カ年計画の中でも、そういった活動の拠点としての施設整備が必要であるということも入っております。したがって、この多目的ホールの整備については、今後議員の皆さん、そして町民の皆さんにいろいろご意見をお聞きした中で、私の任期中、建設計画の具体的な方向性が考えられれば、そのような考え方でおりますので、ぜひそのようなときにはご協力をいただきたいと思います。

それから、広域行政の取り組みでありますけれども、これにつきましては前の質問者にもお答えをいたしました。町民の皆さんのサービス向上とあわせて、専門的な内容になる部分も多々あるかと思えます。ぜひお示しをされました広域行政については、ともに生きるというような共生の立場、そして専門的に町政運営が図れるような条件整備、関係する市町の方々と協議をする中で、ぜひ親密なものにしていきたい、こんなふうに思っています。

以上です。

○横山英雄議長 岩崎議員。

○6番 岩崎律夫議員 大変多岐にわたりましたが、質問にしっかりお答えいただきましてありがとうございました。ぜひ応援もしていきたいと思っておりますので、どうぞご活躍を期待しております。

ありがとうございました。終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

[午後 零時05分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 1時10分 再開]

◇ 黒川洋子議員

○横山英雄議長 2番、黒川洋子議員。

○2番 黒川洋子議員 お世話になります。2番、黒川洋子です。通告に従い質問をさせていただきます。

具体的なこととなりますが、私たち主婦の立場からいいますと、我が家のトイレは我が家の顔とも言われております。町に置きかえますと、公共施設のトイレのありようは、その町の顔ともなります。若い子育て世代のお母様たちから、町立幼稚園に対しまして要望が多く聞かれました。その一つである延長保育につきましては、前久保田町長が推進をしてくださり、12月から実施されているとのことです。大変うれしく思っております。スタートしたばかりですので、創意工夫なされながら実情に見合った内容で保護者の方々に喜んで使っていただけるよう、着実に進めていただきたいと思います。お願いいたします。

もう一つの多くのご意見ですが、特に幼稚園の洋式のトイレをふやしてほしいというご意見をたくさんいただきました。生活様式の変化に伴いまして、多くの若い世代の子育て世代のご家庭が洋式トイレを使うようになっております。初めてのお子さんを集団生活に預ける立場として、私も見てまいりましたが、各幼稚園でたった1個とか2個あるだけなのです、全部のトイレに対しまして。お子さんが戸惑いを覚えるようだったり、またお母さんもその様子を見て、家までおしっこを我慢して我が子は帰ってきているのではないかと不安になりますので、安心して幼稚園に預けていただけるよう、なるべく早期の改善をお願いいたします。新しくできています保育園等に関しては、もちろん洋式化が進んでおるようですが、また小学校、中学校におきましても私たちが災害時の一時避難場所として指定されております。高齢の方も使われることを想定してみても、やはり洋式トイレの普及というのは必要と思われまますので、あわせて要望をいたします。

以上です。それで、そのことについて推進していただけるようにご返事をお願いいたします。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、お答えを申し上げます。

まず、幼稚園のトイレの現状につきまして、現在中野幼稚園、高島幼稚園、長柄幼稚園の3園に水洗の和式トイレが設置してあります。また、平成7年度から3歳児の受け入れを開始するに当たりまして、3幼稚園とも洋式1基、長柄幼稚園には2基、それぞれ設置をしてございます。また、小学校につきましては中野小学校が26基、高島小学校6基、長柄小学校16基、中野東小学校7基、呂楽中学校が32基、呂楽南中学校が2基ということで、それぞれ洋式のトイレも設置してございますけれども、ただいま議員のご指摘のとおり、確かに個人向けのトイレにつきましては洋式化が普及しております。そんな中で、町といたしましてもこれらの施設の洋式化につきましては、ほかの施設整備に合わせて改修をしていきたいということで考えておりますけれども、特に小中学校では耐震補強工事に合わせた大規模改造工事において、その洋式化を図っているところであります。幼稚園についても、そういったことで施設整備に合わせて改修をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○横山英雄議長 黒川議員。

○2番 黒川洋子議員 ありがとうございます。ぜひ早期に、保護者の方たちから喜ばれる改善をよろしく願いいたします。

次の質問です。町の臨時職員の方々の待遇についてということです。たくさんの臨時職員の方に尽力をいただいていると思いますが、今回は特に町政の子育て支援の一つの柱であります児童館の職員についての待遇についてお聞きいたしたいと思います。4カ所の児童館のすべての職員が臨時職員という採用で、半年ごとに採用の方式になっているとお聞きしております。そのために10年、20年のベテランの臨時職員さんも、新しく採用になった1日目の職員さんも、現場で同じ待遇、報酬になっているわけです。運営のすべてを任せて、一生懸命やってくださっているベテランの10年、20年の職員の方に対して、人件費削減という町の方向性はよくわかっておりますが、やっぱりその感謝の気持ちをあらわす工夫を何かしていただけないものではないでしょうかというふうに思っておりますが、お答えをよろしく願いいたします。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまのご質問でございますが、呂楽町では臨時職員は議員ご指摘のとおり多数に及んでおりますが、この方々の取り扱い要領ということで1種の臨時職員、この方につきましては、賃金の日額については勤務時間、時間当たりの単価でもって報酬を支払うという職員であります。

今言われました児童館の厚生員の方については、やはり1日当たり何時間の勤務時間、それに対して時間で現在のところは750円という時間給を支給している実態であります。議員の言われるのは、長期にわたって臨時として働いている方についてというお話かと思っておりますけれども、これについての考え方としますと、ある意味で差をつけると、格差を設けるということかと思っておりますけれど

も、それについての考え方というのは、大変難しさが伴ってくるのではないかなというふうに理解をしているところです。

なお、郡内の臨時職員の方ということで調べたものもありますけれども、それらと検討した中では、時間給について検討を加える必要があろうという現況の状況でございます。なおかつ、そこに働いている方その者は扶養されているという関係等があって、現在のところ賃金を月額で設定していくのに無理があるということで、1日の勤務時間掛ける現在のところは750円で、同一の賃金を設けているというのが実態でございます。これについての検討は、今後町長のほうとも話を詰めた上で、検討させていただきたいということでご理解いただければと思います。

○横山英雄議長 黒川議員。

○2番 黒川洋子議員 ありがとうございます。検討していく余地があるということでしたら、ぜひよろしく願いいたします。

最後になりますが、先日の12月19日の夜に、県道20号線において死亡事故がありました。24歳の邑楽町の青年が亡くなりました。私にとっても大事な友人の息子さんでした。町民の安心、安全な生活を守るための……済みません。環境整備を充実して、特に道路における歩道の整備、それから信号機の設置、横断歩道の推進等、邑楽町から県のほうに申請はしているのだけれども、その後の推進が大変おくられている、小学校前の横断歩道一つにしても、何年も何年も実現しないというふうなことをお聞きしますので、車はもうお金を出せば、私たち現役世代の大人は立派な車を、それこそ身を守るための車を買うことができますけれども、交通弱者としてお年寄りや、それから小学生、中学生、それから歩きの方とか歩行者とか、それから自転車、バイク等で通われる方も少ないですけども、いらっしゃいますので、交通弱者を守るための道路整備をぜひ邑楽町も強く、強く進めさせていただきたいと願って、終わりにいたします。ありがとうございました。

◇ 小 島 幸 典 議 員

○横山英雄議長 9番、小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 9番、小島幸典です。議員の責務により、私情を捨て勇気を持って、誠実をモットーにしている町長に、通告どおり一般質問をいたします。

12月2日、希望どおり町長選挙にあつて当選され、12月19日より町長職に就任されたこと、まことにおめでとうございます。今後約4年間の町政のかじ取りとして、公約実現に向けて重い責任の仕事が山積して大変と思いますが、あなたの有力な支持者と思われる中野地区の〇氏の手紙の一節に、町長は最高の施政者であり、あらゆる施策と手段を講じて議会の意思決定に基づき、自治体の最高責任者として町への最大の奉仕者であるべきだと言ひ、また議会議員は行政機関長からの提案事項を逐一チェックし、チェックアンドアドバイザーの役割を果たして、これから一般質問の中ではアドバイザーとして、また質問者としてしますけれども、誤りのないよう町民の代表として町長

に執行させる重大な使命があると、また任務、義務、責任ありと、こういう書簡を私にくれました。筆跡に覚えがあるでしょう、町長、あなたをよく知っている人ですから。こういうことをあなたは町長と心が通じるのだから、しっかりやらせようという手紙だと思うのです。そういう書簡を下されて本当にありがとう、また指導を受けました。まさにそのとおりと思います。これは、平成17年2月10日の手紙です。町長就任に当たって、あなたの近くの〇氏の言葉をまずはプレゼントします。

そしてまた、その中で反対している反対の言葉、要するに町政に対して重要な仕事と今でも感じています。政治は、町民の町民による町民のための弱者にスタンスを置くことが基本と考えます。私もそう思います。町長のように頭がよく経済力の高い人は、だれの助けもなく生きていけると思います。中小企業の経営者、そこで働く従業員、また退職した高齢者は税金を少しでも軽く、また子育ての家族には心温かな施策が必要でもあり、今回の選挙公約での一つ、子育て支援の第3子出産祝20万円復活に心から私は拍手を送ります。平成19年3月7日の私の一般質問で、予算10万円の削減反対論を私はこの議場でやりました。記憶にあると思います。そういう中で、きょうの一般質問をさせていただきます。

まず第1問、通告に書いてあると思いますけれども、議会制民主主義について我々議会は代議員制の議会を尊重し、議会内の言論の自由を、これはこれからの議会に、または我々の議員生活で大変な、大事なことなのです。また、町長もこれは大変な仕事の中で、頭にいつも置いておいてもらいたい。そういう議会内の言論の自由を町長は保障するかしないか、それをノーかイエスかで答えてもらいたい。まずそれをお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

議会制民主主義について代議員制の議会を尊重し、議会内の言論の自由を保障するかということのお尋ねですが、議会は言論によって決定されるということを考えれば、その自由は保障されなければならない、そのように考えております。しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるものではないというふうに思っています。民主主義をもととする議会は秩序を守り、会議のルールに従った節度ある発言が必要と考えておりますので、今お尋ねの小島議員のご質問に対しては、私は当然保障されるべきもの、そのように考えております。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 今イエスかノーかと私は聞いた中で、非常に詳しく説明されたのですが、そういう中で秩序、言論の自由というのは議会にあっては、私は最優先されるべきだと思います。なぜかといったら、3月の7日に質問の全体的な意味を理解しないで、言葉じりをつかんで謝罪しろだとか、そういう精神的な痛み、ということは私は3月の議会で、お母さんの腹の中にいる赤ちゃんは4月1日に生まれた子であれば、それはおかしいではないかと、4月からぱたっとなたて切ったようにあしたからだめですよと、これはもう赤ちゃんが腹の中において、お金をもらえると

いうことは権利があったわけです。あったのに、町長は謝れと、言葉じりですよ、そういうことで議会を巻き込む論争であるならば、これは言論の自由も何もないのです。だから、今そういう秩序、私は秩序を全然荒らしていないと思います。腹の中にある赤ちゃんに権利があるのに、4月1日から補助はもう終わりだと、だから先ほど質問したとおり復活すると言っているのですから、私は大賛成なのです、拍手して。こういう復活するということは、あなたが3月の私の意見に同調したと私は認識しているのです。それは非常にいいことです。相手の気持ちを思ってくれているわけですから、非常にいいことなのです。

そういうことで、私が今話した議会での言論、小島幸典のばかやろうと言ったって私は許します。それは、前後の言葉の意味をちゃんと理解すれば。そういう前後の意味の中で、町長が幾ら小島幸典のばかやろうと言ったって私は許します。だから、そういう中で努めて許される言葉の中の意味を許すか許さないか、その辺をもう一回質問します。要するに言論の自由を保障するかしないかです、議会での。それイエスかノーかです。それを私はあなたに努めているのに、やれどうのこうのと議員必携に書いてあるの丸読みです、あなたは。心がない。心を込めて、そういうことがいいか悪い、そういうことを私は求めているのです。そうでなければ、これからの議会では話できないです。全体的なものの意味でないと、そうでなければ妊婦さんに訴えられますよ、くれると言ったのに4月1日からくれないなんて。だから、そういう意味で私は我々議員はしっかりしてくださいよと言っているわけです。言ったわけなのです、3月に。だけれども、その後予算の審議があったから、町民に迷惑かけてはいけないから、私が別に謝ればどうということないから私は謝ったので、そういう流れの中で今後そういうことがあっては、非常に議員としてやっぱり町民の声なき声を聞くのには、そのぐらいの言葉のあやがあります。だから、そういうことを含めて本当に相手を許せる、そういう気持ちがなければ、行政だなんていうのは進歩しないです。そういうことで、もう一度町長に尋ねるけれども、議会内でのそういうもっとしっかりしろよとか、その辺のアドバイスとか、そういう流れの中で、この手紙をよこした人みたいにアドバイスすることが必要でしょう。そういうことで、アドバイザーとしてそのぐらいの議会での発言は許せるか許せないか、あなたの問題なんです。それをもう一度答えをもらいたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、議会内での言論の自由、これは保障されるものというふうに認識をいたしております。3月7日の本会議での謝罪のお話が出されましたが、内容についてはちょっと定かではございませんので、たしか小島議員も私も同じ厚生環境常任委員会の中での発言のやりとりの部分だったというふうに記憶しているわけですが、それについて小島議員が本会議で謝罪をしたという経過は承知をいたしております。しかし、先ほども申し上げましたが、幾ら言論の自由があるということであっても、やはり会議の中での決まりですとか、秩序というのは保た

れなければならないというふうに思っていますので、私は考え方としては先ほど答弁したような考え方で、保障するという考えであります。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 では、もう一度これは確認しますが、ではその辺の町長が判断した中で、これは例えば侮辱したとか、いじめだとか、そういう判断した中で議会での、この中の2つ目の質問になります。議会でのそういう判断を議決のとき、採決で賛成多数、または反対多数であった場合は、それは民意として受け取ることができますか、できないですか。その辺をイエスカノーかで答えてもらいたい、また。イエスカノーかでいいのだ、時間をもったいない。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 議会での議決、議員の皆さんは住民の代表、町民の方から負託を受けた代表者であるということを考えますれば、議会の中で会議に出席をして、裁決権を行使するというのは当然のことだというふうに思っています。そのことを考えれば、当然民意を反映したものとして受け取ることはできるかと思えます。

〔「イエスカノーかでいいんです」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 民意の反映をとということで受け取ったと、私はそう今感じているのですけれども、ノーだというなら、この後の第2問の質問の中でもいいですけれども、要するに賛成多数、反対多数ということが民意で受け取れるのであれば、議員の皆さんのつまる場所は心の中にあることだから、町長が心の中になくても議員が否決、また賛成多数ということで決まるということでいいのですね。

それと、第2問ですけれども、町長はさきの選挙で金子正一の6つの約束のマニフェストと、その他金子正一は、町長の退職金約1,400万円をいただきません。15歳までの医療無料に充てるのだというチラシを含め約十二、三枚町じゅうに配達して、選挙投票者数の約半数以上の7,597人の町民の支持を得て選ばれた、その言動と選挙公約は、最高に重いものがあります。議会人として、また金子正一町長に相対する反対派の人7,048名と、それにまた反対に期待して投票してくださった7,597人の両方の町民の代表として私は質問をしますけれども、その質問の趣旨は、公約と討議資料の責任というものは金子町長にあるのか、それとも他の人にあるのか、その辺の言葉は、これはいろいろ説明してもいいです。そうでないと皆わからないです、町民に。どういうことで討議資料なのだと、6つの公約は、これは公約なのだと、その辺は1時間かけてもいいから答弁してもらいたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

公約と、討議資料について発行した部分について、その責任があるか否かということのお尋ねで

ありますけれども、公約については多くの町民の皆さんのご意見、ご要望等をお聞きした中で、町民の皆さんに討議資料という形で訴えてまいりました。その結果、多くの町民の皆さんのご支持をいただき、町長の職に就任することができたわけでございます。したがって、公約については順次任期中に、その公約の実現に向けて、その都度議員の皆さん、町民の皆さんにご理解をいただく中で、実現に向けて努力をしていきたいという考え方でおります。

なお、討議資料についてその責任があるか否かということについては、当然金子正一後援会で発行をした資料でございます。私もその内容については十分承知をした中で、町民の皆さん方に訴えたということでございますので、その責任は私はある、そのように思っております。選挙期間中においては、発行責任者が記載されていないような、そのようなチラシも出たように私自身感じておりますが、やはり発行するというのであれば、その責任をきちとした中で町民の方に訴えることが必要であろうというふうに思っておりますので、私の後援会、討議資料等出した資料については責任を持って、その責務はあるというふうに私自身思っております。

以上です。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 ようやく答弁も波に乗ってきて、私の思ったとおりに答えてくれて本当にありがとうございます。

その中で、また町長は新聞紙上での公約発言の中で、9月30日のコメントです。これ3町合併を進めるのだということを新聞紙上で出しているのです。そういう中で、最近の新聞では大泉は独自でいくのだというふうなことで、私は前から1市5町の広域合併ということを訴えてきた者ですけども、今でもその気持ちは変わっていませんけれども、町長が3町の合併を進める上でのこれからの推進構想と、それに伴う財源は前の町長の合併の費用とは、先ほど立沢議員も言っていましたけれども、約1,000万前後かかっていると思うのです。そういう中で、その費用は無駄な費用だと思はれるのです。3町合併なんて、もうあり得っこないのです。だって、大泉がそういうふうに新聞紙上で群馬県じゅうばらまいているのですから、単独でいくよと。それで、世間では生活保護世帯が100万を超えているというのです。こういう経済の状況を考えたら、無駄な金を使わないほうがいいのではないかなと、どういうふうにして3町合併これから進めるのですか。借金苦市町村、3割借金苦なのです。そういう流れの中で町民のことを思えば、弱者のことを思えば、もっと先ほどほかの人の質問に答弁されたように、教育が非常に大事だと私は思うのです。人を育てることが金を生むのです。また、それにはパイが大きくなければ、子供がどんどん、どんどんふえなければ幾ら教育したって、道路を工事する人、車を運転する人、こういう人たちがいっぱいなければ進まないでしょう。そういうことで、3町合併とこれからの進め方どういうふうなのか、町長の指針を聞きたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

3町の合併の推進構想ということでありまして、この合併の問題については先ほどの前任者のご質問にもお答えをいたしました。8月31日の私が町長に立候補するということの表明の中で、新聞記者の方から尋ねられたわけでありまして、そのときの内容というのは、具体的に合併が推進ということになりますとということがあったかと思いますが、その具体的な合併ということであれば、過去に3町の合併ということがありましたので、そのような状況もあるでしょうというふうなお答えをしたかと思っております。しかし、その8月31日のときの情勢と現在の情勢というのは、小島議員がご指摘をされたように、その環境というのは変わりつつあるといえますか、変わっております。合併は、相手自治体との合同ということになるわけですので、西呂楽3町のことでは例をとれば、大泉町の町長は新聞報道によれば任期中は自立でいきますと、そして一方の千代田町さんにおいては、来年早々町長選があるということをお考えした場合に、その合併ということについては慎重でなければならないし、当然相手のあることですから、そのような環境が変わってきている。そこへ加えまして、半年ほど前かと思っておりますが、館林の市長のほうから1市5町についての合併ということのやはり新聞報道がありました。そういうことをいろいろ総合的に考えた場合に、当然町民の皆さん、議会の皆さんの合意形成がなければ合併には進めませんので、慎重を期さなければならない、それまでにどうするのかということで、やはり広域の行政ということを中心に充実したものにしていく、そして町民の皆さんのサービスが低下しないような方法を考えていかなければならない、ましてや隣接市町との信頼関係ということを大切にしなければならないというふうに思っておりますので、合併の推進構想については、現在ではそのような考え方でおります。

以上です。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 合併の関係は、そうすると町長の今の現時点の考えでは、くるくる変わると思っておりますけれども、3町の合併はあり得ないということではないのですか。

それと、私がもう一つ気にかけているこういう情勢とか、また県の流れの中で、多目的ホールをあなたが就任すると、先ほど一生懸命町長は任期中、任期中と言っていますけれども、任期中に文化ホールをつくと、それでこういうチラシが出ています。それと、もっと私自身にはちょっとひどいなど、ふざけているなど思っているのは、4月の選挙前、恐らく3月の中旬だったと思っておりますけれども、こういうチラシが私のところにも届きました。これは届いたというか、私の支持者のほうから、こういうこと言っているのですかと、何を言っているかということ、18年の7月23日、呂楽町公民館のホール建設に反対派の議員さん。反対派の議員さんって、私は代案出しているから全然反対ではなくて、呂楽町公民館をあそこを改築すれば、使用率が9月の一般質問で課長が答えておりますけれども、非常に高いですね、70%前後使っていると思うのです。そこを改築したほうが経費が安く上がって、バリアフリーにすれば1,000人ぐらい入れるようなことがあればいいのだけ

ども、小さい町で1,000人なんて必要ないから、だから館林の文化ホールと大泉の文化施設を使わせてもらえば、お金を払ってもそのほうがいいのではないかと、だから300人か400人入れるようなコンパクトな、そういう邑楽町公民館を改築したほうがいいというような提案をこの議会でしています。だけれども、ことしの3月の中旬だと思うのです。これ知っていると思う、こういうチラシが入っているのです。何を言っているかということ、本間議員と小島議員と小倉修議員と、要するにホールに反対したのだと。それで、日にちがこれ間違っているよね、これ18年の7月の23日に私たちは呼ばれていません。こういうのが選挙前に配られている。これやっぱり町長、こういうものはっきりしたこと、これは町長よく知っている人が入れているのです。だから、その辺の多目的ホールをつくる、つくらない、新聞にもこれはやっぱり町長が話しているよね、任期中につくるのだと。だから、つくるあれはいいと思います、私は。その夢というか、町長が3年務めて約4,000万近くの金は、おれが全部寄附するのだよと、やめるとき寄附はいいのだから寄附するよと、そういう財源のはっきりしたことならいいのです。それを財源も今本当に、邑楽町の財政のあれが知ってのとおり、みんな課長なら知っていると思うのだ、町長だって町長就任して10日ぐらいたったから見たと思うのだけれども、おうら広報にも出ています。14億6,000万ぐらいしかないです。それで、町長がチラシを出している中で、報告の中で多目的ホールの予算が、これから私聞きますけれども、そのときの町長が出しているチラシの中では14億から15億と出ています。そういう中で、そんな金をかけてつくっていいものなのか悪いのか、その辺の今先ほど話された私の質問の中での新聞紙上での公約、これは新聞紙上で出しましたよね、多目的ホールつくと。その辺の財源と、それとこれからどんなふう設置委員会つくるのだから、議会にいつそういう提案してくるのだから、その辺の自分の頭の中の構想でいいから話してもらいたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

多目的ホールの整備についてということの構想ということですが、先ほども質問された議員にお答えをしたかと思うのですが、多目的ホールの整備については今後議員の皆さん、町民の皆さんのご意見をお聞きした中で、4年間の任期中に建設計画の具体的な方向、考え方をお示しできればと、そんなふう思っております。

これについては、平成8年のときだったと思いますけれども、8,100人以上の町民の方から請願が出されまして、議会でも全会一致で採択をしたかというふうに思っておりますが、その結果、建設実施の段階まで来たわけでありまして、残念なことに現在では進展をしていないという状況があるわけです。そういったことを加味いたしますと、総合計画の中でもうたわれておりますけれども、その多目的ホールといいますか、文化ホールといいますか、その整備については任期中にということ考えていきたいと、そういう考え方でございます。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 構想であるから、私は別にそれでいいと思います。構想ですから、そういう流れの中で、ただ新聞社には、ちゃんと任期中につくるなんて言い切らないほうがいいですよ、群馬県じゅうにそれが流れてしまうのですから。そうすると、孫子の代まで言われてしまいますよ、今はもう全部保存されますから。

そういう中で、2つ目の質問はそれで打ち切りますけれども、今度は私のこれはライフワークであります。民生委員として12年間、また議員として4年半、ずっと私は子育て支援、福祉の関係を一生懸命勉強させてもらっています。そういう流れの中で、子育て支援の第3子出産祝金の20万円復活について、このことは金子町長が厚生環境委員長のときに、先ほどちょっと話されましたけれども、これは課長はみんな知っていると思うのですけれども、20万円から10万円の削減ということで予算を計上されました。3月議会で私は、3月31日に生まれた子と4月1日に生まれた子が分かれるのはおかしいではないかと、そういう数時間の中で。それで、赤ちゃんは4月に生まれた子というのは、前年度の予算組む前にはもう赤ちゃんなのです、妊婦検診だの何だのでわかると思うけれども。それで、人数が大体30人前後、こういうことで期待して、子育てというのは大変なのです。一生懸命育てて、その子が育つか育たないかわからないのです。亡くされた人はわかると思うのですけれども、子供を亡くされた人は。先ほど黒川議員が24歳で亡くなったとあって涙ぐんでいましたけれども、そういう大事な生命の人たちをそれこそないがしろにしているわけです。ないがしろという言葉は最近ちょっと薄れてきたけれども、でも一時はやりました。そういう心、恕のある心、本当に相手を思いやる心、そういうことで私は質問したのです、3月に。そういう中で、来年度から半分にしますよ、次年度から半分にしますよ、再来年からは完全に半額にしますよと、そういう物の考え方が何でできなかったのですかと私が言ったら、謝れというようなことで話されたけれども、先ほど話したように予算審議が次にあるから、私は素直に謝りました。それは、やっぱり思いやりなのです。町民に対して迷惑かけてはいけないと、予算が通らなかつたら、そんな私のことでごたごた2日も3日も紛糾していたらおかしいでしょう。だから、その辺のことを考えて、私は冒頭に言いましたけれども、町長に拍手を送ります。考え方を変えるということは、大事なことなのです。だから、そういう発想を転換させる、相手を思いやる、そういう中で先ほど岩崎議員が質問した中でがっかりしたのです。だけれども、今変えればいいのです、まだ。別に町長に就任して、今だって就任後なのです。4年間のうちにやりますなんて、赤ちゃんが何人も、何人もできてしまう、そういういいかげんな、相手を思いやることをもっともっと、立沢議員が言ったように社会勉強足りないのではないですか、町長は。そういうことで、いつからまず出産祝の復活をするのか、私はもう3月予算からやってもらいたい。それをちゃんと明記して、ぐずぐず、ぐずぐず法律がどうこうではない、そんなことよりやれるかやれないか、では来年からだとか再来年からやりますよと、それと財源は、例えば私の給料切腹して出しますよとか、1年間に200万や300万どうということないでしょう。その辺の答弁を岩崎議員の続きとして聞きたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

子育て支援の第3子出産祝金の復活についてということでは、私も選挙期間中その討議資料として訴えてきました。決して先ほどの前の議員の答えに対して、思いやりのない気持ちでお答えしたつもりではありません。私は、相手の気持ち、相手の心を大切にすること、小島議員と同じ気持ちを持っているつもりです。しかし、小島議員のその復活の時期と財源ということの具体的な質問でありますけれども、子育て支援ということの考え方では先ほども申し上げましたが、15歳までの入院についての医療費の無料化、早期に実現したいということでお答えいたしました。来年度、20年度の予算の中で、今後予算の査定がありますけれども、その中ではぜひ20年度予算から15歳までの入院費の無料化について実現をしていきたいと、こんなふうに思っております。

そのほか通院についての医療費の拡大も先ほど申し上げましたが、そういった形での子育て環境の支援をするということについて、出産祝金のお祝いということもその一つであります。しかし、子育て支援ということを総括的に、総合的に考えてみれば、医療費の無料化等についても十分ご支援ができるのではないかと考えたときに、公約をぜひ一度に実現すれば、それでよろしいのだと思うのですが、その公約の実現ということについてはそれぞれいろんな状況を考えて中で、実現に努力をしていくということでご理解をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 質問と答えがかみ合っていないです。なぜかといいますと、出産する赤ちゃんはわかっているのです、生まれるのだとわかるのです。30人前後生まれて、それでちゃんと今回も補正を3人分組みました。入院する、しないと、小学生が入院する、しないなんて、それはわかっていることでしょう。だから、足りなくなれば補正組めばいいのです、足りなくなった時点で。赤ちゃんは、先ほど言ったように7カ月も8カ月もお腹の中にいるのです、その人たちをぶった切るといことが、だからおかしいと私は言っているのだ。

〔「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり〕

○9番 小島幸典議員 そうでしょう。4月の時点ではもらえますよとあっていて、それで要するに生まれるのが次年度の5月であつたら、3月にぶった切られていてもらえないのですよ、そういうことがおかしいと言っているのです。わからないのですか、10カ月幾日で生まれるのでしょうか。だから、そういうことを考えてちゃんと復活すればいいのです。わずか300万でしょう、14億幾らあるのです、14億6,000万も財政資金ですか。それがなぜできないのですか、ちゃんとここであなたはうたつたでしょう。それで、妊婦さん3人に私は聞きました、3人いた妊婦さんに。そうしたら、金子議員が10万円復活するから金子議員に私は投票しますと言っています。それはいいことだと私は言いました。だって10万円もらえるのだもの。それで、4年後にもしこれがといたら、赤ちゃん

んもうできてしまっているのですよ、おかしいではないですか。けがする人待っているのですか、入院する人。だから、そういうことを考えたら非常に怒のない、相手の心の思いやりのない、そういう町長になってはいけません。

金子レストランの私は塩になります。料理というのは、塩がなければ料理は成り立っていかない。これは、私情を抑えて、自分の心を超えて、やっぱり町民のためを思えば、町長だって町民のためを思って議会を全部相手にして戦えばいいのです。住民投票でもさせて、言うこと聞かなければ。そのぐらいの何で決意ができないの。やってもらいたい、やれるかやれないか、やれるのなら2年以内とかちゃんと区切りをつけて。そして、ちゃんと積み立てればいいのです、財源を。しようがないでしょう、税金上がったって。子育て支援というのは教育につながって、国の、町の人材を育成するのだから。そういう長期的な物の考え方が何でできないのですか、その辺のお答えをはっきり、1時間かかってでもいいから説明してもらいたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

小島議員のその出産祝金について、日時的なことも具体的に出されました。予算では、その執行は4月から3月の31日ということ、しかし出産の妊婦さんの抱える状態が4月1日にまたがった場合に、18年度の20万から19年度に10万円に削減をしたということは、理にかなわないのではないかなというようなお尋ねですが、会計年度からいけばそのような状況で前の町長が決断をしたことありますし、削減をしたということについてはそのとおりだと私は思っています。しかし、その削減を何とか復活できるものであればということで討議資料の中に訴えた経緯はありますので、それをいつからということについては具体的に申し上げられませんが、できるだけ努力をした中で、公約の実現に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。ご理解をお願いいたします。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 今回の答弁では私のご理解できません。1時間答弁していいと言っているのだから、では年間自分の給料を30%削減して、4年後には第3子に対して薄くてもいいからちゃんと祝金を出すのだと、そのぐらいの怒の心がなかったら、この邑楽町2万8,000人のかじ取りはできない。私は、是々非々でこれからもやるけれども、いいものはいい、だけれども、このことに関しては悪いことなのです。もらえんと思っています。みんな法律を町民は知りません。町長がこう言って、4年後に私はやりますよと、このチラシをもう一回全戸に配るのですか、今度は。4年後にやりますよと。そういう責任が重いのです、町長というのは。そんないいかげんな、町民と約束して、私はおかしいと思うのです。学校のそれは、確かに医療費無料化、これもいいことだけれども、これは県のほうからいろいろ補助が来るでしょう、県のほうの指導によってやることなのです。そうではないですか、県が発表したでしょう、入院どうのこうの。それは、後追いするわけでしょう。そうであれば、町長今の話の中で私は、だれかの質問に言っていましたよね、入院費用も

無料にするのだと。そうではなくて、全額無料にすべきです。風邪引いて熱が出てお医者へ行く、そういう全員の救済をするのならば、この3子のいる家庭も救われるのです。お子さんが3人いる家庭も救われるのです。だけれども、入院だけだなんて年間何人が入院するのですか、いつ待っているのですか、入院するのを。だから、その辺町長もう少し、私がばかだからっていじめてはだめだよ、だめだ、そんな簡単に私は任期中にやるなんてとんでもない話です。任期中ではなくて、2年後にやるとか3年後にやるとか、はっきり言ってもらいたい、答えを。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 繰り返しになりますけれども、子育て支援ということについての総括的な、総合的な考え方ということであれば、私は十分ではありませんけれども、子育てをしている若いお父さん、お母さん方への支援ということは、できるのではないかというふうに思っています。

今ご質問の中に、県が実施をしているのでというお話がありましたが、決して県が実施しても、市町村で実施をするということは、必ずしもそのとおりでなくてもよろしいかと思いますが、県が実施をしたからということの考えで実施をしたいという考え方ではありません。あくまでも子育て支援を応援していく、入院等の重い病気にかかっては困るわけですが、そのような状況になったときに応援してやる。そして、先ほども申し上げましたけれども、通院の費用についても順次拡大をする方向で検討するという事を申し上げたかと思うのですが、それらについても今後財政、そして担当課と協議をした中で、実現するように努力をしていきたいということで考えておりますので、決して子育て支援についてマイナスの考え方は持っておりません。小島議員のご質問の中にありますように積極的な子育て支援ができるように、またそのように拡大ができるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 相変わらず逃げの一手で、いつかはやってみると。そういうことで、これは町長を私は頼りにしてはいけないわけです。例えば3月の予算で組み入れればできることなのです。それを何でやらないか、私にはあなたの、町長の気持ちがわからない。300万捻出すればいいのでしょう、それができないなんていうのは、何でできないのかなと、何かあるのではないかと、裏に。そういうふうに疑うほかないでしょう。300万だよ、300万。あなたの給料幾らですか、71万8,000円でしょう。また謝れなんて言われると困るから、私はでもそういう流れの中で、妊婦さんが本当に10万円もらえるから、私は金子議員に投票するのですよと言ったのです。そういう人たちを裏切るのですか、あなたは。だから、そういう流れの中でいつから実施できるか。いいのです、3年後とか4年後とか、その辺をはっきり言ってもらわないと妊婦さんかわいそうです。もらえると思っっているのだから、その辺ちゃんとはっきり言ってもらって、おうら広報に3年以内にやりますとか、3年以上たったら私が実費で払いますとか、はっきり言ってもらいたい。その辺のちゃんと決めて

もらいたい、日にちを。予算組みするのでしょうか、これから。

○横山英雄議長 小島議員、質問3回終わりましたので。

○9番 小島幸典議員 では、まとめとして、とにかく私が3つの質問をしましたけれども、町長はとにかく自信がないようなので、これから予算編成等、そういう中で私は子育て支援、またこれからの子供たちの育成、そういうことに関しては町に協力は惜しまないけれども、子供がいないことには教育もできないし、先生も少なくなってしまうし、そういう流れの中でとにかく人口が少なくなるということは、経済が成り立っていかないのです。そういうことを踏まえれば、もっと手厚い心のこもった政治をやってもらいたい。そういう流れの中で、きょうのちょっときつい言葉、きつい注文であったけれども、それは先ほど話された金子レストランの塩になるのですから、私は。死ぬまで、あした死んでしまうかわからないです。そういう流れの中で、皆さん一生懸命いい町をつくるように頑張りましょう。私の質問は終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

[午後 2時23分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 2時38分 再開]

◇ 小 倉 修 議 員

○横山英雄議長 11番、小倉修議員。

○11番 小倉 修議員 先ほどの方と違いまして、穏やかな一般質問から始めていきたいと思えます。

本会議で賛成と手を挙げ、そしてまた議会運営委員会、議運では書類が整っているのだからいいのではないかと、それを言っただけで被告にされ、あなたからです。あなたから被告にされ、あげくの果てに600万よこせと、小倉家にとって被告になったのは今まで一回もない。その被告の6人の中の、今は5人ですが、一人の被告の町議でございます。小倉でございます。通告に従いまして一般質問を始めます。過日の町長選挙では、私の意図としない方、全く支持をしない方が受かったわけでございます。当選したわけでございます。私の心境は、国民の義務というか、町民の義務というか、納税の義務というか、一円たりとも税金を払いたくないような、そんなような私は今心境でございます。

さて、産業振興課長、あなたに伺います。今非常に農業は、百姓は大変でございます。私が今2町ちょっとの百姓をやっているのですが、ことしは1俵60キロ当たりの米を1万600円から800円で販売して売りました。到底生活のできるだけの内容ではないと、困っております。去年乾燥機が壊れて130万円とられました、入れかえるのに。もう何年かは、百姓の所得は0でございます。私の家は、おかげさまでいろいろ会社をやっておりますから、農外収入が得られますからまだ食ってい

けますけれども、2町ちょっとの百姓で乾燥機1台が壊れただけで、もう大変でございます。

ことしの4月の選挙のときは、私はカップめんが1個100円前後するのに、なぜ今食べられる、しょうゆでも塩でもかけて、ぶっかけて食べられる茶わんに山盛り1杯の米が25円以下なのだと。でも、たかが町会議員です、私も。日本全国の米を上げてくれと言えるような立場ではございません。よって、有権者の方に、私が町議員になった場合には機会あるごとにそういった方々に、偉い方々に、生命産業である、生きていくためには米が必要なのだと、そう言って私は訴えて歩くと、お願いして歩くと。もっと具体的に言えば、衆議院議員の谷津先生でも行き会えばお願いしますと、遠くのほうからでもお願いするということで、私は公約で受かったのです。ありがたい話だと、農家の人も、ああ、小倉はそういうことでやってくれるのかということを入れてくれた人もいっぱいいるでしょう。そうしたら、このたび地産地消、土地でとれたものを土地で消費をするということかなと私は思うのですが、ゴロピカリを250町歩邑楽町つくって、全く百姓をしていない方々に食べていただくと。1万8,000円、基金か何かをつくると。おれは久保田文芳へ入れましたけれども、うちのおやじは根っからの百姓ですから金子正一へ入れたでしょう、1万8,000円ですから。そのぐらい百姓は困っているのです。昔うちも馬がいましたけれども、馬の前にニンジンは何本かぶら下げているようなものです、百姓はもう悲鳴を上げているのですから。しかしながら、邑楽町には課長もわかっているように250町歩ではないでしょう、もっともっと多い田畑があるわけでございます。そして、農協さんの力をかりるとなれば、千代田町、大泉町、農家の方いらっしゃいます。邑楽町の米だけをそういった優遇措置の中で、250町歩買って基金でやっていくわけには私はいかないと思うのです。課長は、それどう思っているのですか。

それから、邑楽町の税金、この前決算やりました。決算委員会で、一般会計予算がどのくらいかとわかっておりますね。その中で、農家所得に対する税金が幾ら払われているかと、町へ。少ないからだめだと言っているのではないのです、私は。税務課長、邑楽町が1年間に、それは肥育農家だとか野菜農家とか花卉農家だとか米麦農家とかいろいろあると思うのです。米によってどのぐらいの税金が邑楽町へ支払われているのか、おわかりでしたらそれも説明していただきたい。わからなければ農家所得で結構です。全体の予算に対する割合が何%と、お答え願いたい。

そういった中で、まだまだ私は問題点があると思うのです。それも、私も米をつくっています。私は、彼が言うにはゴロピカリではございません。うちは、いせひかりとあさひの夢と、そういうものをつくっているのです。余りうまくはないです。うちのほうの農家で一番大きな農家の方が、自分の米は全部売ってしまっているのです、まずいからと、食いたくないというので。それで、三木の砂地のうまい米、これを買っているのです、もう10年以上です。それが現実の農家でございます。恐らく、税金の内容的には私はわかりませんが、米をつくっていない方が邑楽町の飛び切りうまい米を、値段の高い、お金で買って食べたいという非農家の方おられますか。それも、勤労者なり商工業者なり、いろんな方の税金を集めて、税金、交付税も集まっていますが、自主財源

の中にはそういった方が中心になって税金ができていないかと私は思っているのです。ゴロピカリを250町歩、鶉新田、石井さんも私もおりますが、鶉新田はだめだろうと私は思っているのです。蛭沼を中心にやるのかなと思っていますけれども、250町歩ですから。この前農業新聞であったのです、ちょっとお待ちになってください、時間が2時間ありますから私は大丈夫なのですが、課長、あなたが言っている品目横断というのがあるでしょう、この事業、水田農業全国集会の中でうたわれているのですが、西邑楽の組合長、こう言って新聞に載っているのです。群馬県JA西邑楽の茂木新市組合長は、基準に乗れない農家が多く困惑していると、そういつて強調していると、要件を緩和し、農家の元気を取り戻す政策を望むと。これが西邑楽の組合長さんの、あなたは読んでいるでしょう、発言なのです。要するに集落営農だとか担い手農家だとか、そういうことばかり重視すると、私は邑楽町は大変になってくると思うのです。だから、そういった点につきまして、課長としてこれができるかできないか、いつからやるのだと、お答えください。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 お尋ねの農業の所得、この部分につきましては所管の私のほうからお答えを申し上げたいというふうに思います。

平成18年度、昨年度の申告者の総数は、私どもの会場は邑楽町立の共同福祉施設、それから館林の税務署等に申告される人を合わせますと、約6,000人ほどの申告者がおります。うち農業の収入があるということで申告をいただいた方が、1,138人ということでございます。お尋ねの、この部分についての全体の収入が幾らになるかというのは、本日ちょっと数字の積み上げはしてございません。ただ、この1,138人のうち約75%を占める人たちの収入は、これは所得ではありません、収入ベースなのですけれども、すべて100万円以下ということでございますので、直接数字を積み上げておりませんので、この農業の申告にかかる収入が邑楽町でどれだけあるかというのは、きょうはちょっとお答えできませんけれども、決して大きな数字にはなっていないのではないかなというふうに考えております。私のほうからは……

〔「約税金は、その100万円以下の方々の」と呼ぶ者あり〕

○小島哲幸税務課長 収入が100万円以下でございますので、これから例えば機械の消耗であるとか、いろんな人的な控除を引いてしまうということになりますと、収入で100万以下の人が75%を占めているわけですから、その人の所得についてはそんなに大きな数字ではないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「次、農政課長でしょう、産業振興課長でしょう」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 小倉議員、所管ですので、町長のほうに答弁させます。

〔「一般質問ですよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

小倉議員のほうからのご質問でございますけれども、地産地消を進めていくということは、私はこれから大切な振興策ではないかなというふうに思っております。なぜならば、これは単に農家の所得を上げるとか、農家経営を安定させるということだけでなくして、町内で生産されたもの、農産物を町内の消費者の方に利用していただく、消費をしていただくということは、私は大切なことだろうと思っています。具体的に申し上げますれば、学校給食等を例にとれば、学校給食の食材となる、それらについてお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが生産をしたということになれば、その農業生産をするための食育の教育にもつながるだろうと思いますし、加えて先ほどあえて250ヘクタールという内容が出されましたから、私が地産地消を進める、そして邑楽のブランド、地域ブランドを立ち上げるということの考え方というのは、消費をされる方にも当然のことだと思うのですが、農家の方が生産したものを食べていただくということの振興ということも大切だと思っているのです。これは、あえてJAだけではありません。行政面でもそういったことを宣伝をする、そして理解を深めていただくということによって、それらの事業が展開できるのかなというふうに思っているわけです。

具体的に申し上げますと、今邑楽町民の皆さん2万8,000人といたしますと、消費をされる方の考えをお聞きいたしますと、成人の方が1年間に消費をする米の消費量、45キロから60キロというようなお話を承っています。その2万8,000人のうち、成人の方2万人という想定の中で考えたときに、10アール当たり8俵の生産ができると過程をいたしますと、約250ヘクタールの面積が必要である。その生産された米を先ほどご指摘がありましたけれども、1万800円あるいは1万1,000円というふうな形で農家の方が販売をしているわけですが、その販売されたお金を若干でも引き上げられればという考え方、あくまでもこれは過程です。1万8,000円で消費をしていただくということを考え合わせますと、その差額が6,000円、あるいは7,000円という数字になるわけですが、その金額の中には、いずれ玄米から白米にするための費用ですとか、流通するための経費ですとか、いろいろコストがかかってくるわけですが、そういったことを差し引いた残りを、いわゆる米の基金という形で創設ができないものだろうか。そのことによって、先ほど品目横断的な経営安定対策というふうなお話がありましたけれども、そういうことにいわゆる4ヘクタール、あるいは集落営農の20ヘクタール、2万の農家の方の農業振興策に当てられないものだろうかという考え方で

す。

そのような地域ブランドを立ち上げるということ、すなわち子供たちにとっても、新鮮で安心して安全な農産物が提供できるということを考え合わせれば、より一層そのような状況が効果が上がるのではないかとこの考え方から、あえて邑楽の米プロジェクトを立ち上げることはできないものだろうか。これは、今後研究する余地は十分ありますが、しかし消費者の方にそういった町の生産物

を消費をしていただくということの振興策、JAあるいは行政の面でも取り組んでいく必要があるのではないかとこの考え方から、そのような振興策に少しでも寄与できればという考え方があります。これは米だけではありません。先ほどもご質問された方にお答えいたしました。邑楽町の南部地区では白菜ということを申し上げましたが、「邑美人」ということのブランド化をした中で、これらの経営安定対策につながっていく、そういうこともその一つではなかろうかなと、そんなふうに思っておりますので、地産地消の考え方については、以上のような考えをもとにしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 税金では、農家の所得税はほとんどないというような内容かなと。そしてまた、私の米を1万8,000円で買っただけということ、選挙では金子町長でなければならぬと、百姓のことは、小倉君よと、金子君でなければわからないのだと、何でおまえは久保田を推すのだと、おまえ百姓ではないかと、みんな農家はそうやって言っているのです。税金を農家は、所得がないからしょうがないや、でも私は米を1万8,000円であなたに買ってもらいたいなど。そのためには、来年度はゴロピカリをつくと、うちはいせひかりはやめです。あさひの夢もやめです。1万8,000円のゴロピカリ、あなたが農協の会議室で、ゴロピカリを250町歩つくって非農家に食ってもらおうと、食べていただくと、基金を設けた中で1万8,000円で買い受けて。私は絶賛しました。迷いました。あれっ、久保田を考えていいかな、金子を考えていいかなと、本当に迷った中で久保田候補を選択したのですが、鶉新田の米が1万8,000円で買ってもらえるのであれば本当に助かります、約倍ですから。あなたは、自分でそうやって言って人の気持ちをもてあそんでいるのではないですか。やはり百姓は、まずもって来年、農政課長、買ってくれるのであればゴロピカリをつくります。つくるには、やはり田植えをしなくてはならない。田植えをする前に、種もみというものを買わなくてはならないです。百姓、我々は種もみ買ってあるのです。だけれども、今の種もみ捨ててしまいます、私は。幾らもしないから。そうでしょう、1万円で買ってもらえるのと1万8,000円で買ってもらうのでは、種もみなんか全部ゴロピカリにします、うちは。何で私が違う稲をつくるのでしょうか、だから買ってくださいと、また後で産業振興課長にそれ伺いますから、ちゃんとした計画の中で考えていただきたい。

それで、私は非農家の人に私の米ですよと、町長言ってください。ああ、おれは一生懸命税金払っているのだけれども、また高い米を、うまい米を、邑楽町の米を買うべやと、みんな邑楽町の非農家の方が言ってくればいいです。税金も払いましょう、米も高く邑楽町の米だから買ひましよう、大変ありがたい施策だなど、百姓としては。私は、ぜひこの考えを最後まで、もう来年からです。でないと、来年ゴロピカリをつくって買ってもらえないと困るから。ゴロピカリというのは、農協で聞くと県の奨励品種から外そうかなと言っているのです。なぜかといったら、刈り取る時にコンバインが物すごく容易ではないのです。それから、刈り取り適期というので、時期を外れる

と品種が胴割れとか、いろんなので落ちてしまうのです。だから、できる限りゴロピカリはもうやめていくかなと、農協あたりでも県の奨励品種はそろそろ外してもらいたいと、外すような方向でいくと言っているのです。あなたは、ゴロピカリを250町つくって邑楽町の非農家へ食わせる、食ってもらおうと言っているのです。その差です。

2問目でございますが、そんな形の中でございます。我々農家は、来年度の作付の品種もちゃんと選定しなくてはなりません。よって、産業振興課長、早い中でやってください。でないとは別として、本当にやってくれると、百姓はもう大変な気持ちで待っているのですから。それで、あさひの夢つくったからおまえ買わないよと言われるのでは困りますから。だから、買っていただけるということであれば、では250町歩の土地は、田んぼはどこだと、蛭沼、谷中だけですと言っても構わないです、別に。そういったところ決めをつくっていただきたい。

それから、勤め人の方にこうやって食っていただきたいというような形の中で、そういった消費者にも地産地消でいくのであれば、地消のほうにもやはり組織をつくった中で、産業振興課長、ちゃんと考えてください。私は、委員会ですらどんどんこれから聞きますから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○11番 小倉 修議員 いや、できるでしょう、でないとは有権者もあれですから。

3問目に入りたいと思いますが、3問目というか、3回目になりますが、約束していることがいっぱいあるのです。私は、3月のときは違いますので、予算がないからやるのだと言っていることでいっぱいありますから、一つ一つ聞かせていただきたいと思いますが、入札の関係です、業者との。邑楽町は、97.66だとか何とかと載っていたやつがあったのですが……済みません。1、2、3、4、5とあって、南保育園、南児童館、北児童館、保健センター、役場新庁舎ということで、計が16億4,220万円、平均が97.66と書いてあって、参考、全国の落札率ベストワン、千葉県67.5、ワースト9位、前橋90.5と、邑楽町は97.66ということで落札価格が載っているわけです。私でしたら、1億1,700万の節約が可能でしたと書いてあるわけです。あなたは議員のときに、入札審査会があって、その後に設計をやるわけです。設計から予定価格を決めるのに、前町長は歩切りをしたわけです、何%と。歩切った中で予定価格を決めて、発注をしているわけです、入札をして。それも、電子入札と一般競争入札でやっているわけです。それでもあなたは安くできると書いてあるのです。だから、あなたは2回質問しています、前町長に。歩切りを教えろと。歩切りが何%だか教えろと2回質問しています、あなたは。あなたの6つの公約の中で、100%情報公開だと言っております。あなたは、議員のときにしっかりと聞いているわけなのです。だから、今度はあなたが町長になったのですから、私はあなたに歩切りを聞きます。それは教えてくれるでしょうね、これが一つの質問です。だから、歩切りを教えてください。設計額からあなたがどのぐらい歩切るかということ。私は業者に言わないから大丈夫です。久保田前町長は、歩切りは教えなかったですよ、でも97.66ということは、100から97.66を引いた中で、そして歩切りが何%あるかと、恐らく10%

以上の歩切りを私はしているのではないかと思っているのです。そうすると十何%と。私が昔のときは7%から8%が大体町長の考え方だったのですけれども、前の町長はもっと厳しい絞りをやっているのではなかろうかと、業者に対しては。それで、一般競争入札、談合ができない電子入札でやっております。でも、あなたは歩切りを教えろと。今度は、私があなたに逐次歩切りを聞きますから。この工事は設計額からどのぐらい切って、そして落札価格、それで落としたのだと聞きますから、教えてください。私は、業者には決して言いませんから。教えるか教えないか、それ一つです。恐らく教えないわけにはいかないと思います、あなたはやってきたのだから。

それから、先ほど小島議員が言ったとおり出産祝金、それからやっているのは妊婦費用の軽減を図りますと、それから15歳までの医療費の無料化。これ医療費の無料化だよ、だれだ、入院だけなんて言っていたやつは。15歳までの医療費の無料化、それから子育て支援、保育園、待機児童の解消を目指す、目指すのだから。集団遊び指導員の充実と防犯対策と、それからグラウンドゴルフ場をすぐつくりますと。グラウンドゴルフ場、お年寄りが一生懸命グラウンドゴルフやっているそばで、もうちょっといい場所でやりませんか、私がすぐつくりますなんてことを年寄りから聞いていますけれども、すぐつくってやってください。お年寄りは先が、長生きできればいいのですけれども、1日1日楽しみにしているのですから。だから、グラウンドゴルフ場にしてもそうです。ゲートボール場にしてもそうです。言ったことを守っていただきたい。

それから、鶉の区画整理、組合施行でやっています、鶉を。何十億かかるのだからわからないけれども、下から上へ下水を千代田のほうへ持っていく計画です。組合施行でなくて、公共施行でやっておるわけです。そこで、あなたは私の任期中、4年のうちに鶉を仕上げますと、公共施行です。鶉の方々は、あなたが何と言ったか知らない、仕上げますということで、ああ、こんなに年とる前に補償がもらえるのかと、早くやってもらいたいと、久保田ではのろのろしていて、先なんかいつになるかわからないと。だから、我々の一般財源の金を鶉へどんどん、どんどん運んで、4年間のうちに仕上げてください。あなたは言っているのだから、お願いします。だから、まずもって鶉もそうです。聞いているのですよ、私はやるか、やらないかということ。そうすると、やると聞いた人は、あれ、この前選挙のときはやると言ったのだけれども、受かったらやめたのかなと、そんなこと言われるのはあなたは悔しいでしょう。やるものはやると言ってください。

それから、19号線、カーブのちょっと先です。あそこが少しストップになっています。あそこで街頭をしながら、またあの辺の人たちに、私だったらすぐにでもあそこが開通できるというようなことを言っていたらしいですね。久保田ではやってくれないけれども、橋はできたけれども、多々良川は。あれからこっつつながらないかと、明野のほうへ。金子さんはすぐやってくれるのだと。区画整理も19号もそういう話なのです。

それから、先ほども小島議員から出ていましたけれども、文化ホール、利用料金を大げさに払って使いたいのだから、ただで使いたいのだからわからないですけれども、何十億か出した中で文化ホー

ルを欲しいと、大泉の文化むらなり千代田の文化施設なりは、50%以下の施設利用だということだけれども、金子町長になればすぐつくってくれるのだということを私の友達の住まいヘビラが行っているのです。読んでみましょうか。

私たちは、地域で住民一人一人が文化的組織によって施設を利用し、文化的な教養を身につける拠点となる文化ホール並びに展示場の設置の推進を目的にし、協議会をつくり活動しておりますと、全国から選出された一流の設計者と、町の公募による建設委員が2年半かけて協議、設計した役場と多目的ホール（文化ホール）が町長改選で中止となり、別の設計で役場のみが建設されております。久保田町長は、去る10月20日の邑楽町公民館まつりの開会式で、文化ホールは役場と同様これから積み立ててから建てたいと言われました。ここから重いのです、話が。役場は積み立てに30年かかりましたと、だから久保田は積み立ててやるということは30年かかると、これが言いたいかなと思うのですけれども、金子町議は私たち大勢の前で、町長になれば1期目に建てられると言われました。私たちは、他町並みの文化ホール並びに展示場を邑楽町にぜひ建ててもらいたい。金子町長実現のために、積極的にご支援くださるようお願いいたします。邑楽町文化ホール並びに展示場設置推進協議会会長、だれべえ、会員一同と、こういう文書が邑楽町に流れているのです、会員の方に。文化ホール、私もできれば利用させていただこうかなと思いますので、ぜひとも早いうちにやるのかなと、1期目の中で。それを何期目の、1期目の何年先にやるのだから、先ほどの話ではないですけれども、3月の当初予算にすべて盛り込むのだから、私も予算書が来るのを楽しみにしているのです。今までの関係についてやるかやらないか、あなたの考えをお聞かせ願いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

入札の関係で、落札率のまず第1点の答えですが、議員がご指摘をされるように入札は、予定価格を公表しております。その公表した予定価格が設計金額に対してどれほどの歩切りかという中で、具体的に小倉議員は、前の町長は10%ぐらい切っただろうというようなお話を出されましたが、ご指摘のように設計金額は開示をしておりません。予定価格を決めるのは、執行者である町長ということになっておりますから。では、その予定価格に対して落札率が高いというような討議資料ということになっておりますけれども、設計金額がわかれば、あるいは予定金額の歩切りがわかれば、その部分については数値も変わることは、そのとおりだと思っています。しかし、その歩切りということがよいのか悪いのかということではいきますと、これは長の判断ということになるわけですが、しかし設計金額を事後公表しているというようなところもあるやに聞いております。その事後公表をすれば、小倉議員が言われるように何%の歩切りになるかということは、明らかになるだろうというふうに思っていますので、その部分については今後その設計金額の事後公表がされているところ等も十分考え合わせた中で、その歩切りのパーセントが何%したかということにつながっていくと思います。小倉議員は、業者には教えないという話をされましたが、その教える、教えないはい

ずれいたしましても、そういう状況がつかめれば、私が公表しなくも自然と明らかになる、そのように思っております。

それから、出産祝金については先ほどの議員にお答えしたとおりでございます。妊婦費用の公費負担、いわゆる軽減についても先ほどの議員にお答えをしたとおりでございます。15歳までの医療費の無料化ということについては、入院と通院ということの考えが示されましたが、入院ということで先ほどお答えをいたしましたので、そのような状況で今後考えていきたい。通院については、拡大の方向で考えるということでございます。

〔「15歳までの医療費無料化ということ書いたんでしょ」

と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それから、保育園の待機児童の問題ですが、これについては厚生労働省等においても、国においても働くお母さん方を支援するという考え方で、待機児童について解消を目指すというような動きもあるようですので、町内において広域での措置ということもされているようであります。当然相手の自治体の了解も得なければなりませんけれども、そういった手法ができるだけ効果的に利用できるように、保育園の待機児童については解消を図っていければというふうに思っています。

それから、グラウンドゴルフ場をすぐつくるというお尋ねですが、私はすぐつくるという約束をした記憶はございません。グラウンドゴルフ場の整備検討ということでは、町民の方に討議資料で訴えた記憶はございますが、すぐつくるというのは前町長の考え方ではなかったかと記憶しております。

それから、鶉区画整理の問題ですが、4年のうちに仕上げるということ、それから19号線のすぐできると街頭報告をしたということについては、小倉議員の質問では話として聞いたということのようですので、私は4年のうちに仕上げる、あるいは19号線がすぐできるということを地域の方に話してはおりません。特に鶉区画整理事業については、地域の皆さんが早期に区画整理事業を計画年次までに仕上げていただきたいというようなお話は聞いております。そのことに対して予算がないので、できないというようなお話も伺ってまいりました。仮換地指定が行われ、その行われた中での地権者の皆さんの合意が得られれば予算の枠組みが、ちょっと数字が日が浅くてわかりませんが、その枠組みの中での予算の部分で積極的に、国に対しての状況もあると思いますので、予算のお願いといえますか、そういう状況は足を運んでいきたいと、こんなふうには思っています。

それから、19号線ですぐできるということは、言った記憶はありません。ただ、早期に実現するためには地域の方々のご理解がなければ、これは19号線だけでなくすべての事業そうなのですが、ご理解がなければできない、そのことが解決ができるような方向ということにもなろうかと思いますが、すぐにできるという約束をした覚えはありません。小倉議員のところでどういう話を聞いてきたかということはちょっと定かではありませんが、そのような考え方です。

それから、文化ホールすぐつくる。これも、私はすぐつくるというような……

〔いや、すぐつくるとは言っていない〕と呼ぶ者あり

○金子正一町長 ちょっと記憶があいまいで申しわけありませんが、先ほど文化ホール、多目的ホールの件については前の議員のご質問にお答えをしたとおり、任期の中で計画がきちっとできるような方向で、議員の皆さんと町民の皆さんにご意見をお伺いした中で、そういった道筋ができればいいのかなと、そういうふうにお答えをしたと思いますので、前の議員のご質問と同様でございます。以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 文化ホールにいたしましても、約束をした場合には約束をした人はお怒りになるかなと私は思います。1期目でつくりますというような約束をしているとすれば、約束した人はちょっと不満になるかなと、かなり不満になるかなと。私は約束はしていませんので、全く不安はございません、不満は。できれば利用させていただきかなと、できればです、もし。しかしながら、一日も早くつくっていただきたいという高齢者の方は、もう一日千秋の思いというか、すぐにもつくってもらいたいような形の中で待っておられるでしょう。だから、1期目といっても、なったらすぐつくってもらいたいのではないですか。

あと鶉の区画整理、あれは区画整理法31項、32項、33項で、組合施行とか公共施行とか、いろんなことやっております。あれは、組合施行ではなくて公共施行なのです。公共施行というのは、町としてあの土地をいかにして住みよい環境につくるかということをやっているわけです。組合施行の場合は、自分たちの場所をみんなしてよくしようということなのです。ところが、今公共施行でやっているということ、保留地が出た土地を売って、それで組合施行の中でその事業清算できればいいのですけれども、今土地がえらく下がっています。よって、公共施行をやっていたので、いいかもわからないです、町の税金をどんどん、どんどんつぎ込めばいいのですから。私どもは市街化区域ではないですから、税金を払うだけで全く利用はできませんから、下水道も鶉へ持つていくためには何億もかけても、その下水道へ接続することは私どもはできないのです。しかしながら、あの鶉地区は館林都市計画区域として考えられて、1ヘクタールメッシュの中で何戸ということ計算してきたり、あと1ヘクタールの中で何人住んでいるかということ計算しますと、若干都市計画法よりか下がるのです。しかしながら、多々良駅があって多々良地区があって、よって邑楽町だけではなくて、館林都市計画区域の中で、それで鶉地区と日向地区をあわせて駅前の周辺を整備するというようなことであればよいのですが、館林が何もなくて、今鶉だけやっているわけです。そうしたときに、4年間の中であなたは仕上げると、仕上げたいと。私は、大変なことになるかなと思うのです。税金のえらい金がどんどん、どんどんいかなければ、これは下水道、都市計画街路、それから区画整理と合わせると大変なことになります。しかしながら、区画整理の成功というのはあそこに小学校があったり幼稚園があったりスーパーがあったり病院があったり、いろんな施設が

併合してこそ土地の付加価値が上がるのです。そうすると、町は投資をしても必ず将来にわたって何十年かのうちには固定資産税だとか、そういう意味では上がってくるということがあるから、公共施行として成り立っていくのです。森下医院さんありますけれども、病院もなければスーパーもでかいのないと、幼稚園、保育園もないと、そうするとあそこに住んでみようと、今の土地を売って払って鶉へ住んでみようとというような人が少なくなると私は思うのです。少ないと思うのです。そうすると、公共施行として多くの税金を投入しても、それだけ返ってくるところがないのではないかなと私は思っているのです。これ4問目ですから、これ私のまとめになります、議長。

次に移らせていただきます。今後の町の運営につきまして質問をさせていただきます。今の内容で考えますと、きょうは新聞記者の方が大分来ていますので、帰ってしまったか。町長が原告と、それでそこに座っている議長、被告です。そして、ここにいる中で4人が被告です。あなたが原告です、訴えたほうです。そういった町は、恐らく全国的に探しても、私はないのではないかなと思っています。この運営については、非常にこれから厳しいものが出てくるのではないか、お互いに。あなたはどう思っているのだから、町の運転役として、中心としてどう考えているのだから。よく議会と執行部は、車のごとく前後輪だなんて言っている方もいますが、町長、あなたはどう思っているのですか、伺います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

私が6人の方、当時提案者が、現在は議員としておられませんけれども、本会議で出たことですから個名を挙げても差し支えないかと思うのですが、議長、よろしいでしょうか。

○横山英雄議長 いいよ。

○金子正一町長 松島茂喜議員、大野栄議員、石井悦雄議員、小倉修議員、本間恵治議員、横山英雄議員の6人の方を相手にといいますか、損害賠償請求事件を平成17年の10月26日、提訴いたしました。

その理由ですけれども、私は平成17年の9月の定例議会において、辞職勧告決議案の提出をされました。その辞職勧告決議案の提出の理由、3つほどありましたけれども、大きな理由は2つです。1つは、庁舎建設にかかわった経過の中で、金子正一はY設計事務所と癒着関係にあるということが1つの理由です。

〔「設計事務所の名前言えばいい、議員の名前言っているのだから。何で設計事務所だけ隠すの」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 山本設計事務所です。

それから、2つ目の理由は、その庁舎建設に当たり、私が議会に与えられた調査権を大きく逸脱をした越権行為であるということが大きな理由で、辞職勧告が出されました。幸い良識ある議員さんの判断で否決をいただきましたが、しかしその内容が翌日の新聞報道に大きく掲載されました。

私は、県内、町内、多くの支持者の方から大変なおしかりを受けました。受けましたというのは、支持者の方からは金子正一は何をやっているのか、業者と癒着をしてというような内容が中心でありましたけれども、そのことについて事実関係も全く調査をしない、先ほど小倉議員のご質問の中にありましたように、当初ありましたように書類がそろっているからいいではないかという議会運営委員会の中での審議内容で、本会議に提出をされたという経過であります。私は、この2つの理由については全く身に覚えもありませんし、そのような事実はありません。したがって、事実関係をきちっと調査をしていただいた中で、そのような本会議への提案ということであればという思いはいたしております。そのような状況から、600万というお話が出ましたが、精神的な苦痛を金額に見積もるといふことの損害賠償請求事件という形での民事訴訟です。

小倉議員が言われますように、その内容が妥当性があるということであればやむを得ませんが、私は先ほども前の質問者にもお答えをいたしました。議会の中での発言は、これは保障されなければなりません。しかし、その内容がということのお答えをしたと思いますが、私は議会の中でも慎重な審議をされてしかるべきではないかというふうにも今でも思っていますし、その内容についての思いは今でも忘れたことはありません。しかし、当時議員という立場でそのような状況が起こったわけでありまして、今は立場が変わりまして町の責任者ということになります。したがって、これから5年、10年、あるいは相当の年数がたってもその思いというのは、原告、被告ということの思いは消えないというようなお話でありますけれども、私は立場を変えた中での言い方をさせていただければ、そのような状況があった、しかしこれからこのような立場になったことをかんがみれば、議員の皆さんにも損害賠償ということで処理するつもりは毛頭ありませんし、お金が欲しいということで起こした問題ではありません。名誉を回復をするということの思いからでありまして、そのことがあえて道義的な責任は残るでしょうというような言い方も先ほどさせていただきましたが、これから私自身も、被告ということの6人の方々にも、そのような状況をこれから解決ができないということのおっしゃり方でありましたが、私は町の責任者としては、町の事業運営に当たっては理解をしていただくように努め、そして町の将来のために皆さん方にご協力をいただく努力はしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 先ほど申し上げましたが、自分で本会議で鬼の首をとったように119万7,000円の請求書を掲げて、今でも私は思い出すのです。中川前議長が制止をして、それに気づいた1人の議員が辞職勧告を出したわけでございます。だれしもが持っていない請求書を一人だけ持っていて、いろんな話だと、課長職のときの執行部の考えがまだ抜けないのではないかと反省を込めた中で、辞職勧告というのは可決されたとしてもやめる必要もないのです、自分の考えですから。12対6で否決をされているのです。自分でそういう行いやっているのです。それで、後で法の場所、

司法の場へ訴え、そしてその後に今度は金子議員ではなくて、私がもらったんだなんて議員の女の人が言いましたよね、そんな覚えがあります。それで、うちのかあちゃんはスーパーも行けなければ買い物も行けなければ電話も出られない状態だと、訴えられてうちのおっちゃんどうするのですか、それでは。あなたは訴えているのですよ、訴えているのなら訴えているように、しっかりとしてもらわなければ困ります、私は。訴えておきながら困ったと、6人の議員が私をいじめているのだと、そんなような風評というのが町へ流れているのです。あなたは原告、私は被告でございます。

それで、憲法の中で51条、わかっていますか、憲法51条。これは、町の議会の中では、我々は守られているのです。要するに前の議員が辞職勧告を出して、それで賛同者がいて書類が整っていれば、議長は引き受けたのです。それを議会運営委員会で、どこの場面でかけるかということをやったわけです。そうでしょう。それで、憲法51条の中では、議院で行った演説、討論、表決については、院外では責任はないことであると、憲法で我々は保障されているのです。そうでしょう。辞職勧告というのは、議院の議場の中での議院内の動きなのです。それをあなたは、裁判所へ持って行って金よこせと言っているのです。そうでしょう。それで、この6人を訴えておいて、今度は5人の議員とは私は私なりに考えて、いろいろ考えを相談したいということを行っているでしょう、今。そんな甘くはないです。私のうちだって被告になったのは、被告人ではないです、私は殺人者とか泥棒ではないのだから。被告になったのは、私のうちでは私が初めてです。それで、あなたはそんな甘いことを言っているのですか。ああ、そうですか、町長になったのでは、はい、従います、仲よくやりましょうと、それこそ私はおやじに出されてしまいます。勝手に訴えて、勝手に取り下げだ何だかな、和解ではないけれども、とんでもないことです。町長ですよ、あなたは。それで、まだしも、まだ言っていないです。議長が被告で、あなたは原告だと、私は被告で、ほかにも3人被告がいるのです。議長とはどういう、議会と執行部は両輪のごとく仲よくやって町をよくしましょうということをあなたはずっと言っているでしょう、議員と仲よくやろうと。議長とどういふふうに仲よくするのか説明してください、議長は被告だよ、議会のトップです。もっと言いたいのは、あなたは今度は町長ですよ、町長が住民の一人を訴えているのですよ、あなた。そうでしょう。彼は今住民ですよ、優良町民です。町民を訴えているのだ、金よこせと言って、あなたは町長の立場で。だから、あなたは何か、先ほどの質問ありましたけれども、自分に合わないこと、気に入らないこと、自分に従わない者はどんどん裁判所へ持っていくのですか、そうなるでしょう。彼は町民ですよ、税金を納税している優良町民。それをあなたは訴えているのです、町長の立場で。そうではないですか。あなたは、どういうふうに変えなだけお聞かせください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

119万7,000円の請求書、これは私が庁舎特別委員会の廃止のときに、皆さんにお示しをした経過

があると思います。このことについて秘密の書類だ、癒着だということでありませけれども、17年の3月31日付で来ていたと思うのですけれども、その請求書は秘密でも何でもないわけです。というのは、町民が開示請求をすることによって、その請求によって開示をされるのです。その請求書をもって、金子正一が設計業者と癒着をしている、ましてや自治法の100条の調査権を利用したこと私はありません。にもかかわらず、調査権を逸脱した越権行為だということの2つの理由が、そのことで辞職勧告ということがどうなのだろうかということです。

先ほど憲法51条の条文が一部朗読されましたが、国会での代議士の先生は、院内での発言等は免責という形だと思っておりますが、免責条項ということで責任を問われないということあります。しかし、地方議会にその免責規定が当てはまるかどうかということは、私もそこまでちょっと調べたことありませんので、定かなことは申し上げられませんけれども、その免責規定が果たして当てはまるのかどうかというような状況もあるかと思っております。いずれにいたしましても、17年の9月の時点での辞職勧告決議、そして10月での民事訴訟ということ、そのうちの1人は当時議員でありました。現在は住民という形になっておりますけれども、その部分が現在係争中であるということはそのとおりですから、小倉議員が指摘をしたことについてあえて申し上げることはありませんけれども、しかしながら議長の立場の横山議長が私と、町と、執行部と議会が両輪、そのことによってこれからの町政執行が阻害されるのではないか、問題があるのではないかということのご指摘ですけれども、私は私個人の部分での当時辞職勧告、議員としての辞職勧告です。その後、ことし12月の19日に町長として就任をしたわけでありますので、公務について町政運営については議長に、原告、被告ということでなくして、町長と議長という立場で相談もし、これから町政運営をしていく、そのように考えております。そのことがどうこれからかわるかはわかりませんが、そのような状況に努め、努力をしていくという気持ちであります。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 よろしくご理解いただきたいと、理解はできません。

自分で前久保田町長の不信任、あなたは町長ではだめですよと、やめなさいと、不信任案というのはふさわしくないと、不信任案をあなたは賛成議員としてやったでしょう。自分で辞職勧告を否決されたにもかかわらず、おれは許せないのだと、周りのやつら。金子議員やめたほうがいいよと、全員が言っていたらしいですね、あなたに。何人かはやったほうがいいという人もいたらしいですけれども、ほとんどの方はやめたほうがいいよと。にもかかわらず、自分の言ったこと、やったことはお構いなしと、こっちの棚に上げておいて、それで自分に言われたこと、これは許せないと、議場の場から法律の場へ持って行くのだと、銭よこせと、そんな理不尽なことがまかり通るわけないです。それは、有権者は有権者のように12月2日にはいろいろ考えを持って決めたらしいです。また1問目になりますが、あなたは追い込まれるときが必ず来るでしょう。私は、余り能力的に高くはないですけれども、そういった面では駆け引きはしません。見たきりのばかみみたいな動きをし

ております。あなたは、必ずそういった動きしていれば、当選するには1万8,000円で買う、何をつくる、これをつくり、あれをつくり、と、財政が大変だからだめです、議員が反対したからだめですと。聞くところによると、何にもやる気はないのかなと思うような考えです、私は。

それからもう一つ、忘れてしまったでしょう、おたくは。おれ忘れないのだ。3年後は借金地獄と。ここへ何人もの議員さん書いたの、委員長はこの方で、金子正一さんと書いてあるのです。これ覚えているでしょう。3年後、借金地獄の真実と。3年後は援助、交付金等が年々減らされ、現金は使い果たし、ローンの返済と新たな借り入れで借金がふえる借金地獄ですと、邑楽町は吸収合併されますよと書いてある。もう3年過ぎたのです。資料は、事実に基づいて作成しております。比較のために、投票日まで保存していただければ幸いですと書いてある。水道料の値上げ、ごみの有料化、公共施設料金の値上げ、固定資産税の引き上げ、在宅老人助成金一部カット、老人クラブ助成金一部カット、介護援助金一部カット、障害者支援補助金一部カット、農業近代化助成金一部カット、助成金一部カットと、厚生病院、消防署、3町合併しても負担金なしだと。それで、3年で邑楽町は借金地獄で、それから邑楽町は7年のうちに破綻すると。ちょうどあなたが町長やっているとときに邑楽町破綻するのですね、これ見ると。だから、公債比率今8.9ですけども、これからどんどん、どんどん借金をして、あなたがこれ書いてあるとおり、ちょうど任期中に邑楽町は破綻するのですね、これ。公約したことをどんどん、どんどん出してください。もし議員がどんどん、どんどん手挙げてくれば、みんなできますから。そのうち公債比率はもう相当上がるでしょう。それは、将来私の子供だとか孫が、その借金を払うことになるのです。だから、すべて公約をこのような形の中でやって邑楽町が破綻して、ちょうどあなたの計画どおりにいくのですね、どう考えも。頑張ってくださいよ、では2問目終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 3時50分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 4時00分 再開〕

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 大分まだ私の持ち時間はございます。

選挙後の町民の声につきましてということで、本当に末端町民というか、有権者の方の正直な手紙が私の家に何通も来ておりますので、これを逐次朗読をした中でいろいろお考えになっていただければと思っております。ちょっと時間がかかるかと思いますが、全部で6通ほど来ているのですが、違う方から。2通ほど議場の場で、代弁者として私のほうから朗読をさせていただきます。

私は、邑楽町の町民で、邑楽町に税金を納付している納税者の一人であります。前久保田町政で

規模が縮小された役場庁舎建設については、金子町長は議員当時からの縮小見直し計画について批判をされておりました。私がこの新庁舎の建設費用について調べた結果によれば、旧計画の役場庁舎の設計価格は坪単価121万7,600円で、見直し後の役場庁舎の入札率、金子正一氏の討議資料、9の13により抜粋と。97.21%を掛けると、坪単価は118万3,600円と見込まれます。現在の建設中の新庁舎の入札後の坪単価は83万7,000円です。これを現在建設中の庁舎の延べ建設面積と対比すると、旧計画の役場庁舎に対し、見直し後の役場庁舎の建設費用は6億2,665万2,000円安く建設されることとなります。旧計画の庁舎坪単価118万3,600円掛ける1,808坪、21億3,994万8,000円となります。見直し後の庁舎坪単価83万7,000円、約1,808坪、10億1,329万6,000円となります。1から2を引きますと6億2,665万2,000円となります。ランニングコストは別にしても、税金を効率的に大切に使い、余った税金は町民の福祉や他のサービスに使用するという前町政の施策を他とし、理解を示すべきではないかと思えます。

さて、町長選挙前のこととなりますが、議会の報告会という集会があり、私も出席させていただきました。この報告会においては、ある議員より見直し後の役場庁舎建設に対し、2つの裁判について報告があり、1つは旧役場庁舎の設計業者であった山本理顕設計工場より請負代金請求の提訴があり、前年度の決算を見ると弁護士費用として50万7,150円の費用が支払われた。もう一つは、旧役場庁舎の計画の際、コンペに参加した山本理顕設計工場ほか25名より損害賠償請求の提訴があり、前年度決算で102万1,650円の弁護士費用が支払われて、現在も係争中であると報告されました。そして、この裁判の訴訟代理人は、弁護士清水勉と書いています。一方、この山本理顕設計の山本理顕氏と金子町長は、癒着関係があったと議員辞職勧告決議案が議会に提出され、この議案を提出された6名の議員を相手取り損害賠償金600万円の支払いを求める訴訟を提訴され、現在も係争中であると聞いております。

議会に議員の辞職勧告決議案が提出されることは特に珍しいことではなく、隣接する町でも12月14日、議員の辞職勧告決議案が提出され、議決されたと報道されました。当時議員であった金子町長に提出された辞職勧告決議案は、議会の意思として否決されたものにもかかわらず、議場を離れ裁判所に提訴されたことは前代未聞でございます。憲法第51条に、議院で行った演説、討論、表決については議院内で責任を問われないことと規定されており、その趣旨や精神は地方議会においても同じで、もしも言論の自由がなくなれば、議員はその職責を全うすることはできないのではないのでしょうか。私は、この提訴された理由は存じませんが、いずれ裁判所で結審されると思えます。

金子町長は、議員当時の山本理顕等が町を提訴された裁判の口頭弁論があった18年12月26日の悪天候の中、また19年2月20日、裁判の口頭弁論の傍聴に邑楽町からわざわざ東京地裁まで出向き、裁判を熱心に研さんされているようでございます。

また、町長の当選後の12月3日の記者会見において、金子町長の基本政策をあらわしていると考えられる金子正一氏の6つの約束に一言も触れられない旧計画であった多目的ホールを真っ向から

の形で実現したいと、向こうからの形で実現したいと述べられ、実態のわからない私たち町民にとっては、青天のへきれきで驚きました。金子町長が会見で述べている旧計画にあった多目的ホールは、山本理顕氏の設計した建設費、約17億円の全面的ガラス製の建物を示しているものと思います。やはり山本理顕氏とは深い関係があるものと思われます。金子町長が6人の議員を提訴された訴訟代理人は、清水勉氏であると聞いております。したがって、どちらの裁判についても、町長と山本理顕及び清水弁護士との3者のつながりの強さをうかがい知ることができます。

そこで、次の点についてご理解いただきたくお願い申し上げます。今度の町長選挙において金子町長が新町長になりましたが、金子町長が自分の裁判について訴訟代理人として依頼している清水弁護士に対し、町民代表の町長として、また町長と癒着があると疑われている一方、呂楽町に被告として提訴された業者に対して、住民の利益を考えた公正な判断ができるでしょうか。大変危惧しているのは、私のみではありません。今後町長として、この裁判にどのように対応されたいのですかと。1として、町民を代表する町長として、町が山本理顕氏等から訴えられている裁判について、清水弁護士と全面的に対決して戦うのか。前町長から当然事務引き継ぎがなされていると思われますと。要するに我々6人の金子さんの弁護士と、そしてまた山本理顕工場ほか25名ないし設計さんの弁護士が清水さんだと、町を相手取って裁判している。2として、山本理顕氏等の原告の要求どおり多額、できれば合計で幾らになるか調べていただきたい。損害賠償金の請求に応じて結審するのか。ただし、この場合支払い損害賠償金は町民の血税であり、納税者は絶対に容認できないと思います。町長は町民の代表である。かようなことは絶対にないと思いますが、理論上あえて申し上げた次第でございます。

それから3として、この裁判は原告取り下げとなると、きょうまで全面的に対決してきたので、かようなことは絶対にないと思います。しかし、このように原告に応じれば、金子町長と原告の山本理顕氏とは癒着疑惑があると係争中であり、疑惑を実証することになります。理論上あえて申し上げた次第でございます。

4として、その他の解決策を考えているとすれば、町民に開示してください。これが100%の情報公開でしょうと。せつかくの機会ですので、以下の点について町長に要望してください。いずれこの裁判について東京地裁において結審することと思いますが、万一呂楽町が敗訴となった場合には、当然ながら高裁へ上告していただきたいと思います。山本理顕氏等が敗訴となった場合は、町民の血税がまた納税者の意に反し、弁護士費用として支払われたものであり、支払われた税金分の請求を原告側に法的に要求すること、町長及び議員の皆様をお願いします。まずは町長の所見を伺いますと、これ参考までに読ませていただきました。

町民の中にも、山本理顕設計工場とあなたの関係、これ非常に疑っており、疑問に思っている方はおられるということは確かです。そしてまた、私は被告の一人といたしまして、被告の一人としてです。あなたに600万円なりなんなり払うのであれば、この前のとき全協で申しましたように、

ホームレスに金くれたほうがよっぽどいいなんてことを言いましたけれども、私はここで、本会議の場所でございますので、はっきりと言っておきます。この裁判は、和解は私はお互いに絶対しません。判決が出るまでは必ず戦います、あなたと。はっきり申し上げます。私が法的に司法の場で、議会であったことを司法の場が取り上げて、それで判決をして小倉修よと、小倉議員と、あなたは金子町長に600万円払いなさいと、そういう判決が出ましたら、私のはっきりと言っておきます。一日とも議員はやっておりません。その日に私は辞職します、責任をとって。当たり前の話です。この議場の場で話したことが司法の場について、あなたに600万円払えということであれば、私は即議員はやめましょう。もし司法の場があなたが悪いと言ったら、あなたはどのようなことを言うのですか。私が悪いというなら、あなたに銭払ってその日でやめます、私は。責任をとります。あなたは、私と議長とみんなを訴えておいて、司法の場があなたが悪いと言ったらどうしますか、来年早々には判決が出ます。和解は絶対しません。判決が出るまで、白か黒かはっきりつけましょう。そのときは、私が負ければ議員はやめます。あなたが負けたらどうするのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 質問の中身が幾つかあるようですが、まず町に起こされている東京地裁に提訴されている裁判の件ですが、これについては議員がご指摘のように山本設計事務所ほか25社だっと思われていますが、2,600万円の損害賠償請求事件が起こされている。それは、現在も係争中だということは承知をしております。そのことについて……

〔「2,500だよ。1名辞退したのです」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 失礼いたしました。1名取り下げをしたということでございますので、2,500万円の損害賠償請求事件ということですが、現在も係争中のようです。もう一件あるようですけれども、そのことについて私の6人の議員の訴え、私の代理人と山本設計事務所の代理人が同一人物であるということ、深い親密な関係があるのではないかということですが、まず私はそのことについては山本設計事務所が、その私の代理人を務めているということは承知をしておりますけれども、親密関係ではありません。したがって、私の代理人になっている弁護士が、代理人で町を訴えているということですから、町がその係争中のことについて勝訴するか敗訴するかはわかりませんが、そのことについて町長としてどう考えるのだということですが、私は町民の利益を考えなくてはなりません。したがって、その内容によって町が損害を受けるようなことであれば、これはあってはならないことですから、そのようなことがないような考え方でおります。

それから、もう一点、私の個人的なことになりますが、私が訴えた6人の議員、私はその経過を踏めば、そのような先ほど申し上げたような事実がないのに、前の議長さんにも提案されたときにお聞きをしましたが、辞職勧告決議案についてということでお伺いしたところ、金子さん、これは出すことに意義があるようですよというお答えをいただきました。当然辞職勧告については議長に出され、議長から議会運営委員会において付託をされて審議され、その結果が、書類がそろって

るからいいではないかということで本会議となったわけです。私は、議会の言論の自由は保障するということを申し上げましたが、そのとおりです。しかし、その内容が事実、あるいは全くそのようなことがないということの調査もなしに、人の名誉を傷つける、先ほど家族の話も出ましたが、名誉を傷つけられた人の思いはおわかりですか。

〔「不信任を出しているのによく言うよ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 そのような道義的な責任というのは、私はあるのではないかというふうに思っています。

いやしくも議会の中で議論をするということであれば、ましてや個人の名誉に係る部分について出すのであれば、事実の調査をした上で、事実があるということであれば、これはやむを得ないかもしれません。しかし、そのような事実をきちっと調査もしないで行うということについて、よろしいのでしょうか。すべては、庁舎建設にかかわって起きた不幸な出来事です。人を責めるということも必要かもしれません。しかし、人の気持ちの思いということも十分考え、十分調査をした中で、議会の中で議論をするということを私は求めたいというふうに思っています。そのような状況ですので、先ほど町の行政執行の責任者として、議長もその被告になっているということのお話もありましたが、私は執行者として、議決機関の責任者として公の仕事、これはぜひ相談を申し上げ、これからの町政運営に当たっていきたいというふうに思っています。

また、先ほどの町に訴えられた2件の訴訟については、町民の不利益にならないように、弁護士が同じ代理人だとはいえ、これは公私混同してはいけません。きちっとした形の中で、町民の利益になるように私は進めていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 自分がつねられると痛い、人をつねったのではちっとも痛くないと。前町長の不信任案につきましても、提出者はわけのわからない説明をしておったような記憶が私は浮かんできました。自分が辞職勧告を出されると痛いのかなと、やはり人をつねったり、け飛ばしたりして痛くないでしょう。これからの町政執行、私もあと3年3カ月、3年半近くあります。あなたに裁判で負ければ即刻やめます。あなたは、やめる気はないのだと思います。責任とる気はないのでしょうか、人を訴えておいて。私たち6人が訴えられ、あなたから被告にされて、どんな思いで生活してきたかわからないでしょう、その裁判については。あなたの4月の選挙のときには、あなたの事務所の前で私は話しました。

あなたのお父さんが議長になるとき、私は蛭沼へ泊まってあなたのお父さんを応援していたのです。あなたも覚えているでしょう。応援したのです。その応援のやり方お話ししましょう、あなたはわからないのですから。あなたのお父さんは、鶉新田に来て先輩議員の家へ伺って、あなたはそろそろ議長を年だからやりなさいよと、頑張ってくださいと、応援するからと。その方がわ

かりましたと、やりましょうと。そしたら、あなたのお父さんはうちへ寄ったのです。流れですから、私の家へ寄っていただいて、小倉君よと、小倉議員は何々さんは嫌いなのだろうけれども、おれが今寄ったら何々さんが議長をやることになったのだと、だから小倉議員、流れが違って気に食わないけれども、小倉君頼むよと、おれが頼むのだからと、そう言って家へ来たのです。私も流れが違うから嫌だなと思ったけれども、おたくのお父さんが言うのでは、よくわかりましたよと、応援しましょうと申し上げたのです。そうしたらおたくのお父さんは、天王元宿に女の議員がいたのです。女の方できれいな方なのですが、そのおたくへ15分か20分です、電話がありまして、実は私がやることになりましたのでと。人を推薦しておいて、それでおれまで巻き込んでおいて、鶉新田の方が議長選に立つから頼むよとおれの家に言ってきた人が、15分たったら私がやることになるから小倉君頼むよと、私は何が何だかわからないけれども、天王へ行っただけです、その議員のお宅へ。そうしたら、向こうの南のほうの、西のほうの議員が1人いまして、背の余り大きくない人が。お父さんは人を推すような年ではないだろうと、もう自分がその年だからなっただほうがいいのではないかいと言ったら、ああ、そうかというので、自分が出たのです。それで、その鶉新田の方とおたくのお父さんで寝ずに一騎打ちです。最後は抽せんをやって、おたくのお父さんが勝ったのです、抽せんで。これは本当の真実の話です。だから、おたくは本当に変わり目の早い家系かなと思うのです。ちよろちよろ、ちよろちよろ合併問題にしても何にしても、ぼろこん、ぼろこん今変わったと、すぐ変わるような方かなと思うのです。

私は、おかげさまであなたを全く支持していない議員でございまして、期待も何も一つもしていません。しかしながら、邑楽町の中では大勢の方があなたに期待をしているのです。これをやっていただきたい、こういうことをやっていただきたい、邑楽町をこうしていただきたいと、いっぱいあなたに願っている有権者がいるのです。恐らく何年もたたないうちに、あなたのやっていること、言っていること、これやります、あれやります、でも財政がおぼつかない、何がおぼつかないからやらないのだとかと、検討しますとか、議員の理解を得てからと、そういうことを言っておいたのでは、あなたが振り向いたときにはあなたの味方は減りますよ、はっきり言って。いないのではないですか、今までのことを言っていると。しっかりとあなたの後ろを振り向いたときには、いっぱいサポートしてくれる人がこんなにふえたのかというようなことになればいいですけども、私が聞いている範囲内では、振り向いたときにはほんのわずかしきいなくなると思います。それはどういうことかという、あなたの言ったこと、やったこと、これは邑楽町をこうするため、こういうふうによくするために私は町長になるのだという考えではないでしょう。自分が町長になればいいと、そのぐらいの気持ちであなたはやったのでしょうか、町長選を。あなたを推した支持者を十分大切に、しっかりとした財政をつくって事業を遂行しなければ、あなたをしっかりと推した人は気の毒だと思っています、私は。よく念頭に置いた中で、4年出発したばかりですから、あなたの後ろにいっぱいできるような、応援者が、サポートができるように頑張ってください。今の状

態できょうの議会を聞きますと、職員も町民もあなたから離れるでしょう。恐らく文化ホールにしても、あなたは任期中にできると言っていると思います。だけれども、今の話を聞きますと、できないかもわからないなと私は思っています。これは私は必ずやりますと、呂楽町の文化度を上げるためには、これは何が何でもやりますと、なぜ言えないのですか、あなたは。選挙のとき言ってきたでしょう。あなたを推した人が気の毒です。

以上、終わります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 静粛に願います。

◎会議時間の延長

○横山英雄議長 本日の会議時間は、都合によりあらかじめ延長します。

◇ 本 間 恵 治 議 員

○横山英雄議長 13番、本間恵治議員。

○13番 本間恵治議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、順序をあらかじめ変えますので、ご了承願いたいと思います。2、3をやってから、1番に戻りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、都市計画事業についてでございますけれども、町長が議会報告等で町内を回られ、いろんな意味で道路網の整備、そして鶉の区画整理等々いろんなご意見が出て、それを聞いた中で対応するというふうな約束等もしてきたのではないかと思います、そのご意見をもし聞かせていただければと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

鶉の都市計画事業ということのお尋ねかと思いますが、この区画整理事業については議員ご承知のように、鶉の地域面積39.7ヘクタールの中で、総事業費が70億円とした事業計画というふうに聞いておりますが、平成10年度に測量が始まりまして、現在工事が進んでいるところでございます。本年3月までの進捗状況ということを含めた中での考えを示したいと思うのですが、工事着手後6年ほど経過したということがあるようですが、その中で面積では10.2ヘクタール、そして進捗率では25.7%ということになっております。それに対しての事業の費用ですが、15.9%で11億1,000万円という状況です。では、これからどのようにこの事業を進めていくかということだと思っておりますが、現在の取り組みでは矢場川付近の地区において仮換地指定の手続が終わっておりまして、その仮換地指定に従って事業を進めていくということになろうかと思います。それから、もちろん個々の関係者への説明や折衝ということは必要でありまして、それらの状況を理解をしていただく中で、

進めていくということになると思います。今後の進め方ということについては、仮換地指定が済んでいる箇所を促進をしていくということ、それから新たに国道122号線の北側、6.2ヘクタールほどあるわけですが、これについての仮換地指定を進めて工事等に着手をするということで、完成年度に向けて取り組んでいくということになります。

私が議会報告の中でいろいろご意見等を伺った中では、特に国道122号線の北側、館林との隣接のところですが、この地域の方から、早く進めてほしいというお話は伺っております。その進められないということの中で、当時の議会報告のときに事務担当にお聞きしましたら、もちろん仮換地指定をするのに地域の方のご理解等も必要ですし、予算的な面もあったように伺っているわけですが、それらの特にその地域の地権者の皆さんのご理解をいただくということが、一番最優先されることだろうということにお聞きしているわけで、担当の現場への説明ということもないようなお話もお聞きしましたので、その経過については逐次地域の方にお知らせをする必要があるのではないかとこのお話をした経過もあります。その後担当のほうで地域の方のところへ出向いて、いろいろ説明をした経過もあるようですが、いずれにいたしましても完成予定期日ということが、公共、町の施行ということで始まっているわけですので、地域の方にもその目標年次に合わせたような進捗というものを図っていければ、またそのように努力をしていく、そのような考え方であります。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 地元の方々に聞きますと、町長は太い上のパイプを持っているから早くできると、そういうふうな意見を言っていたというふうに私は聞いているのですけれども、今答えたことにつきましては、課長から話を聞いてそのまま出した言葉かなというふうに思います。そしてまた、私の前の人たちがいっぱい聞いていますので、あえて私は今聞いたのですけれども、鶉区画整理については公共施行で、財政的に困難な部分があると、でも完成年度へ向けて地元の人たちの理解を得てやっていくのだという、完成年度と言いましたけれども、平成35年を目標に掲げてずっとやっているわけです。何ら金子町長になって何も進まないでしょう、結局はその計画どおりやりますよということだけですよね、今のお話では。先ほど来聞いておりますと、そういうことで理解してよろしいのですか、答弁お願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ですから、その平成35年の完成年度があるわけです。その完成年度に近づける中でその努力、これは当然していかなければならないことだと思っておりますし、地域の方にもこれからますます区画整理を進めていく場合には、補償の部分も多く出てくるだろうというふうに思っています。したがって、まずはやはり関係者のご理解が第一ですし、その上に立って年次的に補償物件等も多くなるだろうと思っておりますので、それらも調査をする中で一日も早い完成年度に合わせた整理事業を進めていく、その努力は惜しみなくやっていくつもりでございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 言葉というのは、あやふやにぼかしたりいろいろできるのです。今の答弁を聞いていて、決して私は精力的にやる町長ではないなというふうに思います。地元の代表として、区画整理を遅滞なく推進していただきたいと、そういう気持ちは私は切実に思っております。それは、地元の人たちがやはり年をとって、早くしてもらわないと私たちは亡くなってしまうのだと、そういう危機感を募らせながら、なるべく早くやってくださいと切実に訴えているのはご承知のとおりだと思います。それに対して完成年度へ向けてやっていくのだと、何ら変わりはないですね、地元の人々の協力が得られなければできないみたいな言い回ししかしていないのですもの。区画整理については、私はもうこれ以上質問するあれはありませんので、次に移ります。

それから、福祉政策についてということで、2問目の質問に入りたいと思います。いろいろ言いました、先ほどから。15歳までの医療費の無料化とか、第3子出産祝金を10万円から20万円に増額するとか、いろいろ出してきましたよね、ピラ入れて。でも絵にかいたもちで、最終的には県に倣って15歳までの入院の実施を早急にやるという、無料化を。小学1年生まで久保田町長が引き上げました通院については、拡大を検討していく、そういう方向で検討すると、そういう答弁です。出産祝金についても実現が図ればというふうな回答で、妊婦検診の費用の軽減を図るということについては、町で3回までやっていたけれども、5回まで検診の公費負担を拡大していきたいというふうな答弁していますけれども、公約に掲げて、町民にこういうふうにやりますよと言ってきた過程において、4年間任されたわけです。それをやはりその人たちの1票1票を重ねて当選してきたのです。これをどういうふうにその重みを感じてこういうことを訴えて、それでそういう答弁をしているのか、私はちょっと理解に苦しみます。これでは、職員の皆さん方だって何していいかわからないのではないですか。目標、特に町長になったのなら、今年度はこれだけはやっていくとか、そういう意見がないのですか。そして、10万円を20万円に引き上げるという出産祝金ですけども、これは10万円減額しました。あなたが厚生環境の委員長の時ではなかったですか。なぜこれを減らしたのか、皆さんの血税の中からお金を配るのではなくて、子供たちに平等にお金を使ってもらうためにはどうしたらいいかということで私たちも真剣に考えて、医療費を1歳上げたのです。それをわかっているわけですよ。財政的には、300万が750万ぐらい1歳引き上げることによってかかると、そういう話もした中で皆さんと協議して賛成をして、片方は引き上げて、片方は下げたのです。それをわかっていながら、こういうことを簡単にばらまく。ある意味では町民を欺いているのと同じです、10万円を20万円くれるということなのですから。それについての責任をどういうふうに考えているのですか、聞かせてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

福祉政策についての内容については、前の質問者等に詳しくお答えをした経過がありますが、決して公約をやらないということではございませんので、具体的な考え方等について

も一つ、二つほど示したわけでありませけれども、当然町民の方に約束をしてきた経過がございますので、ぜひこの任期中に、実現に向けて私も精いっぱい努力してまいります。それは、議員からいろいろご指摘をいただいておりますけれども、議員の皆さんのご協力をいただかなければ、それらを実行するわけにはいかないのです。ぜひ公約内容についてご指摘をいただくことは、私は甘んじて受けます。しかし、その公約を実行するということになりましたら、前の質問者の方からもいろいろありましたけれども、ぜひご協力をいただいて、その実現に向けて努力をしていきたいというふうに思っています。決して公約をやらないとは言っていないつもりです。町民の皆さんにお約束したことですから、一つ一つその実現に向けて努力をし、これからの町政運営に当たっていきいたい、このように思っておりますので、ぜひご指摘はご指摘としてお受けいたします。また、私のほうでいろいろ精査した中でお願いをするということになりましたら、ぜひご協力を賜りますようお願いをいたします。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 同じことを聞いても、もう前の方が一般質問していますので、私はおさらいするつもりで、最後の公約についてということで述べさせていただきたいと思いますが、きのう冒頭で町長はあいさつをしたのですけれども、誤りのない町政運営、説明責任を果たすと、6つの約束を実現に向けて努力すると、そういう話をしました。でも、その公約というのは6つの約束だけではなくて、今までにあなたが町民の前で言ったことすべてに責任をとる姿勢が私は望まれているだろうと、そういうふうに思っております。6つの約束というのはぼかしてあるのです。そのほかのものがいっぱい具体的に書いてあるでしょう。それについて、やはりあなたに1票を入れたのは、その中のどれかに該当する人が1票を入れているのです。そこの重みをきちんと考えて対応していただかなければ、町民に対して申し開きが立たないです。

先ほどから聞いていますと、その後失敗を恐れずと言いました。失敗をしてはだめなのです。行政というのは町民の血税をお預かりして、少ない予算で最大の効果を生むように、そのために職員の皆さんがいるのです。事業をやって失敗しましたでは通らないのです、行政というのは。だからこそ、石橋をたたいて渡る姿勢が必要なのです。退職金の1,400万をもらわないということは、先ほどできますと言いましたね。それは、本人ができますと言ったのですから、私も協力します。幾らでも協力します。それに沿って実現ができるのであれば、皆さんと協力しましょう。ぜひやってください。

それから、ホールの問題ですけれども、金子町長ができればすぐにもできるような話で、きのうもいっぱいたくさん来てましたよね、傍聴人が。でも、任期中に計画をするというふうな弱い発言、そして議員の皆様が協力してくれればできるというふうなお話です。久保田町長のとき第五次総合計画の中に、このホールも入っています。何ら変わらないでしょう、同じことをやるのですよね、それに従ってただ進めるだけでしょう。あなたが町長になったからといって、早まるわけでも何で

もないのではないですか、話を聞いている限りでは。邑楽の米プロジェクト、響きはいいです。実現に向けて本当に真剣に努力してください、町民のために。立派なものをつくってください。それがあなたに課せられた役目なのです。絵にかいたもちに終わらせたくないのです、私も。町民のためになることであれば、私も真剣になって賛成していきます。

今まで各議員がいろんな質問をしました。それに対してあなたが答えました。私は、それを投票する前に知っていたのだったら、あなたは落選です。投票しないのですよ、今の姿勢で。何を一生懸命やるのだということが一つも出てこないでしょう。もう少し自分の姿勢を毅然とした態度でやっぱり出していかなければ、一国一城のあるじなのです。言葉は重宝です。鋭意努力します。これから考えます。検討します。だれでも言える言葉です。そうではなくて行政の職員を挙げて、こっちは、ではこのことに対して一生懸命やっていこうと、やっぱりそういう指針を出さなければ職員だって動けないです。今回答えた中で、周りにいる人たちが町長の言葉を聞いて夢が持てるでしょうか、ああ、おれはこれから一生懸命これやっていかななくてはと。やっぱりその姿勢を、きょうは初めての議会ですからと言えば簡単ですけども、あなたは40年近くも行政に携わってきた先駆者です。言葉は上手です。何でも言葉でかわして逃げる、そうではなくて本心からやはり訴えなければ、ほかの人には伝わりません。

私は、このホールにしたって皆さん熱っぽく一生懸命やった成果が、あなたが当選した票なのです。それに対して、余りにも任期中に計画ができればという濁し方も、それでは1票を投じてくれた人に私は申しわけがないと、それを最初に言っていたら、あなたに入れなかったです。こういう公約でも町民を欺いてうそをついたということになれば、これは大変なことになります。うそをついて投票をさせたということになれば、大変なことなのです、これは。その重みを考えた中で、やはり自分で掲げた以上は、それを背負って一步一步堅実にやっていくのがあなたの姿勢なのです。口では簡単に言えます。実行するのは大変です。それを一番わかっているのは、職員の皆さんだと思います。いろんなことを言って投票をお願いして、私も久保田前町長を一生懸命、真剣に応援しました。私は私の考えがあって一生懸命やりました。そういう人たちの気持ちを無にしないように、2万8,000の町民を預かるのですよ、子供たちを立派に育てるために福祉は必要ですけども、それだけにお金をかけることはできないのです。財布は一つなのです。そのことがわかっているから、私はいろんなことを言っても今は濁しているのかなという気持ちもあります、財政難ですから。ですから、3年たてば邑楽町が破綻してしまうとか、そういうことまで一時ビラまで入れたのですから、そういう部分でもう少し自分の姿勢を出していただきたい、何を考えているのだと。公約についてということで私も出していましたけれども、この公約本当に守れるのですか、やりますか、一生懸命やっていきますか、それだけ答弁してください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

議員がこの選挙戦を戦うに当たっての私の公約の進め方について、一生懸命やっていくかどうかということですが、私は町民の皆さんにお約束をした公約については、約束が果たせるように、約束を守るように鋭意努力をして、職員も、課長も十分今までの議員を含めて本間議員のご質問等も拝聴しておりますので、職員と力を合わせて、ぜひ公約の実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 私の質問はこれで終わりますけれども、先ほど来話していましたが、私も被告の一人でございます。町長が議員のとき、私は辞職勧告に署名をいたしました。それはなぜかといったら、電話をしてファクシミリで送ってもらいましたという事実は、議事録に出ております。そして、辞職勧告を受けたそのときの申し開きは、あなたは電話をしたこともないけれども、ファクスで送ってもらったこともないと言いました。両方議事録に出ています。なぜうそをついたのか、どちらがついているのです。それは、まぎれもない事実です。私は、これだけを言うておきます。そういうことが今後ないように、私はずっとあなたを監視します。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 4時57分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 5時11分 再開〕

◇ 小 沢 泰 治 議 員

○横山英雄議長 3番、小沢泰治議員。

○3番 小沢泰治議員 3番、小沢泰治です。よろしく願いいたします。通告のとおりに従いまして、質問をさせていただきます。町長によろしく願いいたします。

まず、先日の町長選おめでとうでございます。19日からの就任、本当におめでとうでございます。どうぞよろしく願いいたします。私は、町会議員としまして7カ月間、皆さんと一緒に仕事をさせていただいたわけですが、それより何より一町民としまして、町長に質問事項を出してありますけれども、そのお話を伺いたいと思います。

まず、これまでの邑楽町の行政と議会についてということなのですが、町長は現在64歳ですか、昭和17年12月21日にお生まれになりまして、これまでのどういう歩みであったかというのをまずお聞きしまして、それから入っていききたいと思います。なぜそれをお聞きするかといいますと、この6つの約束の中のまず第一番目に100%の情報公開ということで載っているものですから、その辺からお聞きしたいと思います。高校卒業18ですか、それで3月31日まで勤め上げて約四十一、二年あるわけですがけれども、町長の豊かな行政経験ということで拝見しますと、39年をもとにして健や

かな邑楽町、発展する邑楽町をつくるのだということなのですが、39年ですと2年間ちょっと数字が合わないのですが、その辺をまずお聞きしたいと思います。それが1点。

それと、この6つの約束、すこぶる当たり前のことが書いてあるのです。ただし、いいことが一つだけ書いてあるのですが、それは100%の情報公開なのです。この辺が今後の町政運営に当たりましても、やっぱりもしかすると命取りになるのではないかななんて思うこともあるのですが、非常にいいことが書いてあります。それなので、その情報公開、2年間の分の。あと、これまでに平職員から課長までなられたわけですが、その間にはいろいろ思いがあったと思うのです。町民に尽くすということがあると思うのですけれども、その辺の思いと、課長という役になりますと、やはり町を引っ張っていくということになりますから、これまで町長が何人もかわられたかと思うのですけれども、そういう中で町長はころころ何人もかわったほうがいいのか、長期政権で3期ぐらい務めてもらったほうがいいのか、その辺のこともお聞きしたいと思います。

それから、邑楽町が他市町と比べまして、39年間町のために頑張ったわけですから、非常に魅力ある町であるかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

管理職でやめまして、隣の町の町長選挙のことをお話ししますと、長谷川町長ですよ、今現在。2期目かと思いますが、そのときの公約に、何か退職金をもらわないというのが入っていたらしいのですが、その情報を聞いたのはどういう役柄のときであったか、課長であったか、その辺もお聞きしたいと思います。とにかく町のために尽くしてきて議員になり、現在町長になったわけですから、本当に邑楽町を知り、地域を知り、すばらしい行政が運営できるかと思うのですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

私の高校を卒業してからの歩みということですが、私は県立の大泉高校を昭和36年3月に卒業いたしました。そして卒業後、当時は小泉農業高等学校ということでしたので、家庭も農業を営んでおりましたので、農業を約半年間、家事従事をいたしました。それから、役場のほうへ入職するまでの間は、会社員として勤めておりました。入職をしたのは、昭和37年の5月の1日です。以来39年11カ月、邑楽町役場で奉職をし、お世話になってまいりました。その間町長の交代は、7人だったと思います。入職のときが大臈宇一村長でした。7人の町長にお仕えをしてきました。その39年11カ月の思いはということですが、入職をするときに宣誓書というのがあるわけですが、全体の奉仕者として町民のために尽くすという内容の宣誓書を出しまして、以来その期間お世話になったということですが、当然公僕として、公務員として、地域の住民の方の事務事業といいますが、それらに従事してきたわけですが、私は当初会計課ですか、出納室が振り出しでしたが、会計事務をやりまして、その後福祉関係、そして税務関係、保育園の園長、それから福祉課長、教育委員会の教育課長、それから産業振興課長兼農業委員会の事務局長ということで、最終は平成15年の3月31日に退

職ということでございます。

この間の思いというのは、当然先輩の方々にいろいろご指導をいただく中で行政事務に携わってきたわけですが、特に保育園のときには園長として、当時季節保育所といいますか、農繁の時期に保育にかかわっていき、また児童館で保育園的なことにかかわっていき、昭和46年に中央保育園が建設、保育に欠ける児童を措置したというのが昭和46年、そして48年に南保育園、昭和50年には北保育園ということで今の保育園の建設が行われ、保育に欠ける児童を措置したということの経過です。大変多くの児童といいますか、子供さんとのかかわりの中で、私は子供たちのかかわりの中から、やはり子供たちの純真な気持ちを自分自身も受けたということもありますし、今その子供たちがちょうど年齢が三十五、六歳の、子育ての真っ最中のお父さん、お母さんになっているかと思えます。そういうことを考えますと、保育園の園長として立派に育ってきた子供たちのことを思うと、大変感慨深いものがあります。あわせて、障害者福祉の中で知的障害者の方が、当時はなかなかお父さん、お母さんも世間に出さないといいますか、世間とのかかわりが薄い時期があったわけですが、そのことでお世話になったときに、障害のある方も健康な方も、やはり一つの社会の中で生活することが大事なことだということで、お父さん、お母さん方と話をする中で、今福祉作業所ということが社会福祉協議会の中にありますけれども、当時は全体を社会福祉作業所ということでの建設でしたが、社会福祉協議会が公民館での狭いスペースの中で、今ではその作業所の一部を使って運営しておりますが、この障害を持った子供さんといいますか、方々とのかかわりで、大変私自身いろんな面で勉強させていただいたこともありますし、今でもかかわりを持った中で、時々ですが、作業所のほうへ行っていろいろお話も聞いたり、教えていただくことが大変あります。そのほか教育委員会の学校教育課長のときは、今国際交流がオーストラリアのほうで行われておりますけれども、この第1回の国際交流事業の引率の団長ということで、シドニーのほうでホームステイがあったわけですが、このこともこれからの世界ということで考えると、そういった国際的な感覚もということで始まったことだと思えますが、当時15人だったと思えますが、中学生の引率をして海外研修を行ってきたということが。あと、産業振興課のときでは、当時肥育牛のBSEが発生をしまして、町内の肥育農家の方々が大変な風評被害といいますか、あった時期がありまして、そのときの責任者から、ぜひ牛肉のそういった風評被害を払拭する一環としての、町内の町民の方々に牛肉の理解を深めたということの事業も、その思い出の中にはあります。

今度は、町長がかわったほうがいいのか、長期がいいのかということについては、私自身特にそのことについてよいか悪いかということは、申し上げる立場ではありません。町民の皆さんが、そのとき、そのときに応じて決めていただくということでもありますので、町民の皆さんの判断によらなければならないのではないかなというふうに思っています。

それから、39年間魅力ある町であったかどうかということですが、これは私も邑楽町に昭和17年の12月21日、65年間になります。生活をしてきた中で、町はすばらしい町だと、そのように思っ

ています。

退職金のことで、大泉町のほうへ聞きに行ったかどうかというお尋ねですが、聞きには行っておりません。私自身が市町村の総合事務組合のほうに連絡をしまして、そのようなことができるかどうかということを確認をし、担当のほうから、先ほどの質問者にもお答えをいたしました。そのようなことができますというような返事をいただいたものですから、討議資料として町民の皆さんに訴えたという経過であります。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そうしますと、長谷川町長の件については知らない。今お話聞きますと、邑楽町のすべての課というか、仕事をこなしているわけですが、そういう中で、そのときは課長職でありましたでしょうか。それであるならば、邑楽町の税務、役場の中はくるくる回ったけれども、外には目を向けていなかったということなのですか、興味を持たなかったということなのでしょうか。

では、それは後にしまして、今度は過日の町長選挙に入りますけれども、町長選挙が11月27日告示で、12月2日が投開票だったわけですが、現町長は途中で辞職をしなかったですね。最後まで勤め上げて、失職という形で議員を去ったわけだと思いますが、その辺について8月31日に、私は町のためにこれから尽くすのだということで声明を出しているわけですが、その後には議員職でありながら自分の支援者をふやすだとか、そういうことの行動という面においてはどんなものであったか。現実には朝から晩まで、聞くところ、見るところによると、一生懸命選挙運動をしていたという感じを受けるわけですが、まずその辺。それと、そこまでなぜ議員をやっていないかなかったか。私は、その辺がどうも道理に合わないことを思っております。その辺をぜひお聞きしたいのですが、それはもう一つ後にします。それをお願いします。どうして失職まで…

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、長谷川町長さんの退職金をいただかないということか、ちょっと中身はわかりませんが、その退職金についてのことを知らなかったということではありません。内容はわかりませんが、そのようなことがあったというのは承知しておりました。

〔「じゃ、もらえないというのは承知していたわけなんです」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 承知をしていたということ……

〔「もらわなければならないということは承知していたわけなんです」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 これは、大泉の町長の考え方ありますから、その内容についてはちょっとわかり

ませんが、そのようなことがあったということは知っていたということです。

それから、11月27日の町長選の立候補の届け出日、これまでに辞職しなかった理由は、なぜしなかったのかということですが、前の質問者にもお答えをしたかと思うのですが、4年の議員としての任期が終わりまして、この4月に2期目の議員として当選をさせていただきました。そういうことを考えれば、議員として議員活動を行うということのやっぱり責任といいますか、仕事は大切なことだろうということでありまして、27日の告示日まで自動失職を選択したということです。

それから、8月31日に記者会見をして、その後支援者をふやすための選挙運動をしていたのかということですが、支援者をふやすということの選挙運動ということよりも、私自身が町長に立候補の表明をしたという中で、支援をしていただく方が多くなったということが適切かと思うのですが、特にももちろん立候補する以上は当選に向けて努力するわけですから、そういう点で考えれば全くしなかったということにはならないかと思いますが、しかしそのようなことがあったとしても、議員活動を行う中で町民の方に訴えてきたという、そんな考え方があります。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 今のお話ですと、議員の職を全うして町民のためにということですが、町長に出るということは、やめるとわかっていますよね。やめなければならない、議員活動はできないとわかっていますよね。そういう中でやめなかった。例えば8月31日からだとすれば、9、10、11、12、3カ月、そういうものを議員として町のためにぐるぐる回って歩ったのでしょけれども、現実に関自分が失職したということであれば補欠選挙起きないですよ、失職であれば。しないで済みますよね。ということは、8月31日に記者会見なりしまして、そのときの言葉が、表現というか、言葉が町民をないがしろにしない町政をやると、大いに思いを出してから辞任しないで失職した、そうすると3カ月や数カ月だと思うのですが、それと自分が町長になったために、議員定数16人ですけれども、1人欠員になります。そうすると16分の1、議員数でいくと。その方の意見、町民の思いというものが町政議会に反映されないと思うのですが、その辺と比較しましてどちらが重いでしょうか。失職ならば、そこまでお給料はもらえますよね。3カ月前にやめれば、3カ月前までしかお給料もらえません。あるいはボーナスにしても、ボーナスというか、賞与にしましても、時期によってはもらえないかと思います。それ十分、役場の職員で39年一生懸命町民のため、町のためにやってきたわけですから、承知しているかと思うのですが、ではそれと関連しまして4年前の選挙に際しまして、町長は3月31日まで定年最終日まで勤め上げました。最終日まで勤めるということは、給料もいただいたと思うのですが、また退職金も目いっぱいいただいている。年金も最後まで掛け数ですか、そういうのがあって本当に満額いただいていると思うのですが、今回の議会にしても議員報酬、あるいは賞与、給与、4年前の給与、退職金、年金、その辺を考えまして、自分の利益のためにそこまでやったのではないかと、私は議員として、あるいは一町民として思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

なぜかといいますと、4年前に議員になってトップ当選されましたよね。4年前の議会の投票日が4月何日か私もわからないですけども、その短期日の間にそういう結果を得られたということは、39年役場に勤めていて、本当の意味で町民に対する仕事をしてきたか、自分を売るための仕事をしてきたような気持ちが私十分するのです。なぜそれを思うかといいますと、私役場に行く用事もたびたびありました。そのとき金子町長の、当時は何係だかいろいろありましたけれども、行ったときの私に対する呼び方が「泰治さん」だとか、非常に相手の心をくすぐるような、それこそ背筋が寒くなるような雰囲気でお話もしてくれる。また、現実にごろごろ、ごろごろ呂楽町を回って、呂楽町町内にいる方について、町外の方もそうかもしれませんけれども、後ろから行って、それこそあの方の話を聞くとおかしくなってしまうよと、大泉の方がそれおっしゃっているのです。そのくらいやはり人を思っているというか、私は自分を思っているというふうに解釈しているのですけれども、なぜかという目的がありますから。町会議員の選挙、町長選挙、びっくりしていました、その方は。それで、たった、たった走って行って次の家行って、ごめんくださいということまで頭を深々と下げて、選挙運動をやっていたということを大泉の方に私聞いております。そういう努力は素晴らしいと思うのですが、やはり町民に対してうそだの、偽りだの、だましたの、そういうことが前面に出た行動、心に本当の気持ちがない見かけのそれであったとしたら、これから4年間町長に託すわけですけども、町民は本当に不幸になるのではないかと思います。

そういうことで、それだけ一生懸命駆けずり回った、また選挙期間になってからは、選挙の運動というのは何時からしていいのですかね、8時でしたかな、そういうことなのですけれども、8時前からたすきをかけて選挙運動をしていたという情報も入っております。それ選挙違反にならないのだかどうか、その辺はまた後でお聞きしたいと思うのですけれども、きょうは町長に質問することなので、選挙管理の関係の方は結構ですが、その辺をひっくるめて、これが最初のほうの3つ目ですか。ひっくるめて、ひとつ回答をお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 小沢議員のご質問の中に、私が過去39年11カ月の勤務生活の中で、その勤務状態が退職後、議員として、あるいは町長として、そのために仕事をしてきたのではないかとということにちょっとお聞きしたわけですが、もしそうであるならば、私はそのようなことはありません。在職中は、町民の皆さん方に行政サービスができるだけ、その仕事が全うできるように仕事をしてきたという考え方がありますから、いやしくも町議選に出るために、そのために仕事をやってきた、あるいは町議議員のときに町長になるために議員活動をしてきたという思いは全くありません。したがって、自分の利益のために、自分を売るために、そのようなことで私は活動してきた、あるいは仕事をしてきたということはありませんので、ぜひ理解をいただきたいと思います。

他町村の方から、その方の話を聞くと私自身が、何と答弁したらいいのでしょうか、そういう公職になるためにいろいろ頭を下げたり、深々とあいさつをしたり、あるいは親しく声をかけたりと

ということが、どのような形で伝わっているのかわかりませんが、先ほど申し上げましたが、その自分の目的を達成するために、決して職場においても、議員の活動においても、意識的にそういった行動をとったということも私はありません。したがって、公約の話、多くの議員の皆さんからいただいたわけですが、私は誠心誠意その公約実現に向けて進めていく。その公約を実現するためには、課長を中心とした職員の皆さんの協力がなければ、これまたできません。したがって、そのような状況をこれから、まだ就任して日が浅いものですから、課長会議、あるいは職員の皆さんと話をする機会も多くあると思いますので、そういう場を利用させていただいて、公約の実現に向けて一生懸命取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そういふことで、誠心誠意町のため、町民のためにやってきたということですが、これからもぜひそういう気持ちで取り組んでいただければと思います。ただ、その前にやはり先ほど言ったように、うそだの、偽りだの、だましたの、それが先行していたら長続きはしないと思うのです。

現実に選挙が始まって、選挙運動が始まって、久保田文芳氏は、4年間の実績はこれこれこうであったと、こういう金を使ったと、こういうところから補助をいただいて、資金援助を国、県からいただいて、こういう事業を実行したということで町民に配り、配布しました、町政の実績を。また、48億円という大きな事業、プロジェクトについて久保田文芳氏は、20億の庁舎だけのものに縮減しました。それが、もともとの事業計画が庁舎に、あるいは邑楽町にふさわしくない、邑楽町の財政状況、今後の高齢化、少子化考えたときに、あるいは大同合併を考えたときに、それは必要ないということで文芳氏は決断したわけです。そういうことで、町民に知っていただくべく1枚のチラシをつくって配布したところ、それは大きなうそだとかということで金子陣営から出てきたわけですが、中傷だのなんだのということで、その後ビラ10枚だか十何枚出されたけれども、その最初の原因者は、やはり金子正一現町長陣営の皆さんからだと思います。そういう中で、うそ、偽り、だまし、これコピーなので、カラーではないのだけれども、申しわけないのですが、この本当に偽りのビラを邑楽町に配ったかと思うのですけれども、その辺と、これについて断言していますね、金子正一は町長の退職金約1,400万円をいただきません。断言しています。それで、矢印しまして15歳までの医療費無料化に充当いたします。これが非常に、このうそが町民に効いてしまったのです、今回の選挙は。結果として、これを打ち消すために久保田陣営は、選挙戦の8割を私は労したと思います。しかし、久保田文芳破れました。でも、金子町政はこれから非常に大変かと思えます。なぜならば、うそで当選しているから。また、例えが悪いから。申しわけないけれども、大澤正明と金子正一を比較したときに、一般町民、一般県民、あるいは他市町の方でもいいです。その方がどういふふうに見るでしょうか、群馬県知事の……済みません。7番目、3番目にもこの資料が出ているのです、邑楽町じゅうに配ってしまったのです、でたらめの資料を。それで、これは間違いで

すよということで訂正を久保田陣営が出しましたら、それは大うそだということでまた出ましたけれども、何でこれが大丈夫だというときの、これの引用が悪いのです。ことし7月に就任した大澤正明群馬県知事は、知事の退職手当を廃止する特例条例案を議会に提案し、可決されています。一般町民は、町長もこれと同じだと思ってしまいます。群馬県だとか前橋市だとか、群馬県には9つの単独で退職手当やっているところがあります。それと邑楽町を同格であるように町民をだましてしまったのです、これ。まして信用がある、この7月に知事に当選した人間を例に出してやるなんて選挙とんでもないでしょう、その辺いかがでしょうか。

〔「ちょっとその前に、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 済みません、続きで。続きというか、一つだけ……忘れてしまった、熱くなって。どうぞそこまでで、済みません。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、48億円の久保田前町長の討議資料でございますけれども、48億円余ったお金を町民のために使いますという内容だったかと思えます。48億から20億を引くのですから28億円、その余ったお金を町民のために使いますという久保田後援会の討議資料が出たかと思えます。私は、この中身を見たときに、私の後援会で出した資料ということにはなりませんけれども、48億円という中身は、庁舎建設の部分が20億、多目的ホールの文化施設が16億、合わせて36億、残り12億については外構の工事ですとか、そういった内容だったというふうに記憶をしています。しかし、20億というのは庁舎建設のみの数字です、ご承知だと思いますが。その残った28億円を町民のために使うというのは、それは結構だと思うのですが、その金額は予算の中には計上されていない数字です。そのようなことを考えると、その28億円があたかもお金があるやに受け取れるようなチラシではなかったかなというふうに私は思っていますが、もし私のその中身が間違いがあれば、ちょっと記憶の中ですから取り消しはいたしたいと思えますが、そのようなチラシが出されました。それについて金子正一後援会のほうでは、それは違えますということを出したというのは承知しています。真っ赤なうそということで出たかと思えます。その中身は、今申し上げたような中身であったと思っています。

その後私の陣営のほうで、私自身もそれを承知をいたしておりますから、町長の退職金1,400万というのは、中身は先ほどちょっと質問者からも出されましたが、町長の月給は71万8,000円です。それから10%を差し引いた64万6,200円かと思えますが、その金額を基準として市町村総合事務組合のほうで決められた掛け率といいますか、出されたのが一千三百幾らだと思えますが、約1,400万という数字になったというふうに思っています。それを私はいただきませんということで、多くの町民の方に討議資料として出したわけです。議員が質問されましたように、単独で退職金の制度をやっているのは前橋ほか8市、9市ですね、すべて。それから、共同処理をしている市町村は3市

26町村、そして24の一部事務組合というふうに記憶しています。その中で、先ほどもお答えしたのですが、事務組合の議会運営規則といいますか、あるわけですが、その中でその条文の改正を議員提案という形で提案をして、可決をいただければという話をしました。その提案を出すということについては、現在はしておりませんが、これからそういった手続について、その事務組合と協議といいますか、やりたいと思っています。したがって、そのことが可能かどうかということは、共同処理をしている市町村総合事務組合の議員さんが15名ほどおられます。市の市長の代表は5名、町村の代表の方が10名、この近在では千代田町の町長がその議員というふうになっているようですが、その議会の中にそういった議員提案が出せるような状況で、これからその組合と協議をして手続ができればというふうに思っています。

先ほどの大泉の町長さんの考え方が、前の質問者から本会議の中身についてお話がありましたけれども、そのときの状態がどのような形でどうなったのかということは存じておりませんが、努めてその提案という形で手続ができればと、その努力はしていきたいと思っています。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 町職員であったわけで、また長谷川町長のその辺を知った中で、こんな出すのは私はとんでもないと思うのです。できれば、控え目に控え目に、だけれども実行するというのが私はいいかと思うのですけれども、それとやはり群馬県知事大澤正明が0なのだからと、これはだれの了解を得ました。それが一つ。これ大澤正明、うちの親戚筋なのです。多分聞いているかと思うのですけれども、だれの了解を得て正明を使ったか。支給の組織が完全に別なのです、わかっているでしょう。別なのだから、こんな使えないのです。それを使っているずるさ、後ろにいた人たちがだれだかわからないけれども、その人間のずるさ、ちゃんと出ていると思います。

次、はしよりますけれども、前の町長選挙から4年ですけれども、私は混乱の原因の多くが、やはり現町長にあるような気がするのです。やはり議員が議員を訴えるなんていう行動に出ること自体が間違っているし、また選挙が終わって何カ月もたって金配るということも間違っていると思うし、そういう中であって私は金子正一さんが町長に出るのだということで聞いたものですから、ある晩電話させてもらいました。電話切られてしまいました。それで、また電話しても切ってしまっておりまして、それで次の日が議会だったものですから、いや、そのこと電話したのだよと言って、小沢議員、では後でまた話ししようやと、後で2人で話ししましょうということでしたのですけれども、それまでも議員になって四、五回私は、泰治さん、後で2人で話しするべ、泰治さん、小沢議員、後で2人で話しするべ、それを金子議員から私言われました。でも、一度も誘いはありません。言われたのだから、私が金子さんとどうしようなんてする必要はないよね。でも、四、五回そういうのがあって覚えていると思うのですけれども、ありましたが、それありません。結局話はできませんでした。だから、本当の金子さんの思いを私も聞けなかった面があるかもしれません。ただ、5日だか6日、議会の朝、いや、そのことこうなのだよと、後で2人で、では小沢議員話し

しましようということになったのですが、そうしたら休憩時間に、金子議員は隣でそのことを、小沢議員、さっきの話は小沢議員独自の思いかい、それともみんなの合意の上で小沢さんが代表しておれに電話くれたのかいということだったのですが、私はそれ本当は出してもらいたくなかった。なぜかという、そういうある意味で首長として、裁判しているだとか、選挙前に金配っただとかというのは、ふさわしくないと思ったから。それなので、独自に1人で話ししようと思ったのですが、そういうことになってしまって残念に思っております。

これから近隣市町とも仲よくしなければならぬわけですが、これからの広域行政と申しますか、それは私の思いでは2市5町、昔で言えば2市8町ですか、そういうのがやはり根幹にあっているものではないかと思えます。4年前の3町合併なんていうのはナンセンスなこと、8万やそこらの人口で一人前の行政運営はできない、あるいは職員にしても融通がきかないというか、この間も邑楽町ありました、農業委員会へ行ったら用が全然足りないだとか、また人事異動もありましたけれども、そういうことで非常に大きな合併を必要とする中で、人口を大きくして、また地域のコミュニティーを十分図れるような体制をつくっていくのが、これからの行政運営かと思えます。

また、群馬県の東部ということ考えたならば、群馬県の東部、太田、邑楽、館林は1つの町になって、東京から見ても北海道から見ても九州から見ても、仙台、中部、名古屋から見ても、ああ、群馬県の東は太田、館林が1つなのだ。そういう中であって、広幹道が現在、大澤知事、また首相も福田康夫首相になっていますから、広幹道を早く整備していただいて、進出企業、あるいはいろいろの出先、そういうものが広幹道を軸にした中で邑楽町にもいっぱいでき、そういう中で合併効果を発揮できてくれば、自然と邑楽町は東群馬の中心になるだろうと私は確信しています。また、その先道州制ということ考えれば、やはりこのツル舞う形の首、胸から頭の部分が中心となり、足利、佐野、行田、羽生が一体となって、東毛、両毛の発展に期せればと思うのですけれども、町長のいろいろな、それこそ真っ赤なうそのチラシでこれから4年間務まると思うかどうか、その辺について回答をいただきながら、よろしく申し上げます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 結論を先に申し上げれば、19日に就任をし、町民の方から4年間の町政運営の責任を任された身でありますので、公約もそのとおりでありますけれども、きちっと間違いのない行政運営を、そしてよい町ができるように努力をしていきたいと思っています。

合併の問題もお話の中にもありましたけれども、この件については前の質問者にお答えをしたとおりでございます。結論的に申し上げれば、ただいま申し上げた考え方でこれからの4年間を進めていきたいと、このように思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 それでは最後に、大分いろいろな資料が選挙期間中は配られたわけですが、

中傷だ何だということいろいろ最後に配られたのが……

○横山英雄議長 残り5分です。

○3番 小沢泰治議員 はい。配られたのが、未来に向かって夢、希望の持てる町づくり、最後のころです。金子正一は、町職員とともに汗を流し、達成感を喜び合える町づくりに真剣に、誠実に取り組みますということで、これまでも役場の職員は、私は一生懸命やっていると思うのです。そういうことでありますから、これは当たらないと思います。

また、その下のほうに正しい判断をお願いいたしますで、町長の退職金辞退は不可能、これは大うそだということなのですね。でも不可能なのです、これは。4年のうちには実行できません、確信しています、私は。なぜかというと、53もの団体があって、それで理解を得るということは不可能だと思いますから。また、ではそれを実行したとしますと、やはり近隣、先ほども町長おっしゃいましたが、近隣市町との仲をよくしなかったら、邑楽町の発展すらありません。そういう中において、邑楽町の町長のみが退職金はいただきませんということで、今度は他市町の首長でも、あるいは職員でもいいですけども、職員にだってこれは影響してくるのです。町長が退職金0であれば、職員の退職金だって半分にしろだとか、減らせというのも出てこないとも限らないのです。そういうことで、単独でそんなことをやったら邑楽町は村八分です。そういうことを念頭に置きながら、これからの町政運営をしていただきたいと思います。ぜひ公約実現のために、早期の実現のために頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○横山英雄議長 これにて一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす27日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでした。

[午後 6時10分 散会]